

第九十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 六 号

昭和五十七年三月十九日(金曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 中山 利生君
理事 工藤 巖君
理事 宮下 創平君
理事 佐藤 敬治君
理事 大橋 敏雄君
池田 淳君
小澤 潔君
北川 石松君
左藤 恵君
竹中 修一君
五十嵐広三君
加藤 万吉君
部谷 孝之君
三谷 秀治君

理事 染谷 誠君
理事 安田 貴六君
理事 松本 幸男君
白井日出男君
片岡 清一君
久野 忠治君
塩谷 一夫君
中村 弘海君
小川 省吾君
細谷 治嘉君
岩佐 恵美君
田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 世耕 政隆君
国家公安委員会委員長

出席政府委員

警察庁刑事局長 中平 和水君
自治政務次官 谷 洋一君
自治大臣官房長 石原 信雄君
自治大臣官房審議官 小林 悦夫君
自治省行政局長 大林 勝臣君
自治省財政局長 土屋 佳照君
自治省税務局長 関根 則之君
消防庁長官 石見 隆三君

委員外の出席者

大蔵省主税局長 滝島 義光君
制第一課長
大蔵省主税局税制第三課長 真鍋 光広君

資源エネルギー庁公益事業部 植松 敏君
事務課長
地方行政委員会 岡田 純夫君
調査室長

本日の会議に付した案件

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本幸男君。

○松本(幸)委員 何か大臣が、参議院の予算委員会とか本会議とかにとられて中座をされるようでございますので、まず大臣にお尋ねをしたいと思います。ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案等に関連をいたしまして、御質問申し上げたいと存じます。

まず第一点は、序の口として、租税というものに対する基本的な考え方につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

国民の租税負担は、国税であるかあるいは地方税であるかを問わず、常に厳正に公平に、しかも合理的に賦課徴収をされなければならぬと考えるわけでありまして、租税に対する基本的な考え方につきましては大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○世耕國務大臣 税金全般に対して、当然制度、執行の両面においてもその負担の公平が確保され

ねばならないことは、御指摘のとおりで言うまでもございませぬ。特に、地方税においてもそうでございますが、この点については税制調査会の答申、さらには第二次臨時行政調査会の第一次答申においても指摘されているところであります。今後とも、特に非課税等の特別措置の整理合理化に意を用いながら、税負担の公平が確保されるように努めてまいらねばならないと存じております。

○松本(幸)委員 基本的には当然そういうことであらうと思うのですが、現在行われております国税あるいは地方税、こういったものを通じてまして、現行の租税制度のもとにおいて国民の租税負担が全く公平で、しかも合理的に行われているというように大臣はお考えでしょうか。

○世耕國務大臣 私の感じているところでは、比較的公平に行われていると存じております。

○松本(幸)委員 比較的という、何に比較をするのかわかりませんが、一〇〇%でないというふうなニュアンスであります。まあまあ公平であらうというお考えのようであります。しかし私どもとしては、端的に申し上げて現行の国税、地方税を通ずる税制というものの、租税体系というものが、必ずしも公平妥当、合理的に行われているというようにお考えでないわけでありませぬ。

そういう基本的な考え方に基づいて、御承知のように先般も、いわゆる一兆円減税というものを五党で共同の提案として申し上げたところであります。この一兆円減税要求については七千億が国税、三千億が地方税、こういうことになっていくわけでありまして、この一兆円減税要求につきましては、御承知のような経過を踏まえて、減税財源を含めて検討するという議長あつせんに基づいて、いま衆議院の大蔵の小委員会にいわばお預けのようになっているわけでありまして、何か仄聞するところによりますと、預けられた大蔵委員会の小委員会の方では、一兆円減税といたつても、七千億円の国税分だけについてその財源等を検討すれば能事足れりということであつて、地方税の三千億までも検討することは所管外だというようなことを言われているやに聞かれています。

しかし、このこと自体は行政の責任ではなくて国会の問題でありますから、国会自身が処理をしていかなくてはならない問題でありますけれども、この一兆円減税につきましては単に三千億円の地方税の減税だけではなくて、当然所得減税としております地方交付税にも影響を及ぼして行くわけでありまして、七千億円の減税に対する三二%の地方交付税と言へば、おのずからそこに数字が出てくるわけでありまして、五千億余になるわけでありまして、そういうことですから、当然地方自治体の行政をささぐる自治省としても、大蔵小委員会が検討するとはいいながらこれは無関心ではないらねないはずであります。そういう意味から、この地方税三千億円の減税、そしてまた国税七千億円の地方税三千億円の減税、こういったことについて自治省としては、責任者の大臣としてはどういふふうに考えておられるのか、ひとつ御所見を伺いたいということでありませぬ。

○世耕國務大臣 もし仮に一兆円減税を行う場合、それから地方税三千億円の減税に関連してその後の見通しはどうするか、処置はどうするか、こういうお尋ねでございませぬ。

まず第一番目に減税できるかどうかという問題ですが、地方財政の場合には、昭和五十六年度末において地方債の残高が約三十二兆円ございまして、それから国からの借入金残高が約八兆円ございまして、合わせて総額約四十兆円の巨額の公債を抱えているという依然として厳しい状況にありませぬので、大幅な減税を実施できるような状況にない

第一類第二号 地方行政委員会議録第六号 昭和五十七年三月十九日

ことは事実であります。次に、個人住民税についてでございますが、厳しい財政状況のもとではございましたが、昭和五十五年までは一般的な減税を行ってきたところでございます。また、五十六年度と五十七年度の両年度について、低所得者層に対する非課税措置による所要の税負担の軽減に努めているところでございます。

それで国税の方で、先ほど御指摘のようなことがあった場合に、地方交付税の方にも減額になって影響してはならないかという御指摘がございましたが、もし仮にそういう状況になったような場合には、地方団体に影響のないように、適切迅速な処置を行っていく所存でございます。

○松本(幸)委員 ます三千億の地方税そのものの減税については、そういう環境にないという総理答弁とやや同じようなお答えがあったわけでありまして、まあ国税の減税に伴う交付税の減額については、これは当然措置していかねばならないというふうなお答えでございましたが、私どもとしては、何としてもこの一兆円減税をやつていただかなくちゃならないという立場からいまの御答弁を伺いますと、必ずしも明確ではありませんが、賛成したいというふうな御答弁が、一般的の渡辺大臣の予算委員会等における答弁でも、何かこれは国会のことだから、こちらで決まれば四の五の言うことはできない、国権の最高機関の国会が決めれば、もうこれは言うことを聞くも聞かないもないというふうなせりふの御答弁があったようにありますけれども、いまの自治大臣のお答えというのはやはり同じように、国会が決めればそれはもうとやかく言う筋のものではない、こういう大蔵大臣のお考えと大体同様なものなんですか。

○世耕国務大臣 そのように御理解いただいて結構だと思います。

○松本(幸)委員 私どもとしては、先ほども申し上げておりますように、今日の日本の税制が公正ではない、その公正ではない税制に基づいて賦課

される租税負担が公平ではない、こういう考え方を

持っております。独断になるかもしれないけれども、大多数の国民も、日本の税体系あるいは税制に対してきわめて厳正公正なものであるというふうには考えていないのではないかと。そのこととかいうことが言われてすでに久しいわけでありませんが、そういう言葉になつてあらわれているのではないかと。今回私どもが、所得税減税、特に中心となるのは給与所得者に対する課税が国民全体の中で均衡を失っているのではないかと、給与所得者に対する課税がきわめて厳しいものになつていてはならないかという考えから、この減税要求が出されてきたというふうに思うわけでありまして、給与所得者に対する苛斂誅求な厳しい税の根源というものを考えてみますと二つあるのではないかと。一つは、まず給与所得者のみを対象として行われる源泉徴収制度と、それに伴う経費控除に相当すると言われております給与所得控除、この二つの点からきわめて過酷な課税が給与所得者に行われるという結果になつていっているのではないかと。もちろん、不公平税制という場合に、その他にもいろいろ問題があると思ふけれども、いわゆる給与所得者のみを対象として考えた場合には、源泉徴収制度とそれに伴う給与所得控除、この二つが不公平を生ずる最大の原因ではないかというふうに考えるわけでありまして。

そこで、わが国の税制というのは、原則的には本来申告納税制度、これが本則といひましようかたてまえといひましようか、そういうものだろうというふうに私は理解をしております。納税者でない雇用主に源泉徴収義務を負わせて強制的に課税をする。強制的にと言つてと語弊があるかもしれないけれども、課税をするというところに問題があると思ふわけでありまして、ある意味では法のもとに平等だと言われる国民の権利という面から考えますと、一方において給与所得者だけが源泉で

いやおうなしに、それはもう四の五の言わずにど

んどん取られていて。その他の所得者については、一応申告納税というものを原則としていて。こういう点から考えますと、この源泉徴収制度そのものについて、やはり国民の基本的な権利という立場からも考え直す必要があるのではないかと

いうふうに思うわけでありまして。

最小限少なくとも納税者である給与所得者が、雇用主に源泉徴収を委任するか、委任して源泉徴収をせよというところをみずからの意思によつてやるか、あるいは私は自主申告でいたします、みずから申告をいたします、そういう選択の自由というものは給与所得者にあつてもいいのではないかと。ところが、いまの法のたてまえは、雇用主に源泉徴収義務を課して、もしそれを怠つたような場合は、それに違背したような場合は、税法としては、三年以下の懲役とかあるいは百万円以下の罰金とか大変厳しい罰則を設けております。私が申し上げたいのは、そういう意味で、少なくとも源泉徴収制度が不公平の元凶といひましようか根源の一つであるとすれば、そこにやはり選択する自由というものがなければならぬ、あるべきだ、こういうふうに思うわけでありまして、その点につきましてひとつ大臣のお考えを伺いたい、こういうことでございます。

○閣僚政府委員 源泉徴収制度につきましていろいろとお話があったわけでございますが、私ども、国税と同じでございますけれども、国税、地方税を通じて、源泉徴収の確保といひましようか重要な問題であるわけでございます。特に、その源泉の確保をできるだけ効率的に最小の経費で行つていく、確保していくという方策を考えていかなければいかぬ。その際に、源泉徴収制度といひましようか、確かに源泉徴収をする企業サイドに

ございまして、確かに源泉徴収をする企業サイドに

とつては相当な事務量を課することにはなりま

けれども、それをもし企業サイドでやらなかつた

場合にだれがやるのか。かわつて役所がやるとい

うことになりますと、それなりの手間もかかるわ

けです。国民経済的に考えますと、やはり一つの効率的な、知恵のある方法ではないかというふう

に考えているわけでございます。この源泉徴収

制度について、基本的にこれを變えていくという

ことは考えていない、これを維持していきたいと

思つておる次第でございます。

御提案のございました申告と源泉徴収との選択制というふうなお話もあつたわけでございますけれども、現在でも一千万超の収入のある人は源泉徴収をされたほかに別途申告をしなければいかぬ、そういうような制度もあるわけでございます。せつかくの御提案ではございますが、全く最初からそれを選択制にしてしまふことについては、いささか問題があるのではないかと。ふうに考える次第でございます。

○真鍋説明員 給与所得者に対します源泉徴収の問題は、国税にとりましても大変重要な問題でございます。一言補足させていただきます。若干整理させていただきますと、現在の給与所得につきましても申告納税といひましようか納税制度がどういふふうになつておるか申しますと、ただいまちよつと御指摘ございましたけれども、御承知のとおり、給与収入が一千万を超えるという方については確定申告をお願いする、こういうことになっておるわけでございます。また、給与所得あるいは退職所得以外の所得が年間二十万円を超えるというふうな方も、確定申告をお願いすることになっておるわけでございます。

一方、医療費控除であるとか雑損控除であるとか寄附金控除、さらにまた、住宅を取得した方についての税額控除でございます。初年度については住宅取得控除、こういう方々は、給与所得者でございまして、確定申告をしなければならぬ、こういう方々は確定申告をされることになつておるわけでございます。

ただいま申しました方々以外の多くの給与所得者につきましても、御指摘のとおり源泉徴収をさ

す

す

す

れまして、年末調整をもちまして、国税とのかわりでは納税関係は終わりということになるわけでございます。

しかしながら、たゞいま税務局長からも御説明ございましたように、源泉徴収制度というものは徴税側にとりましても非常に便利な制度でございますと同時に、納税者の方々にとっても非常に便利な制度である、手数がからぬ制度であるということでもございます。そういうことでもございまして、欧米諸国でも広くこれが採用されておるといふことでもございます。フランスにはそういう制度がございまして、アメリカ、イギリス、ドイツにおきましては、給与所得者につきまして源泉徴収制度がとられておるわけでございます。

また、わが国におきましても昭和十五年以来源泉徴収制度がとられておるわけでありまして、そういう意味合いでは日本の社会に深く定着しておるといふふうにお考えおるわけでございます。そういうことでもございまして、私どもとしましては、源泉徴収制度というものにつきましてはそういう趣旨がございまして、ひとつ御理解賜りたいとお考えおるわけでございます。

次に、そういった源泉徴収制度のもとで給与所得者が不利になつておるのではないかとお考えおる御指摘であつたと思ひます。それに関連しまして、給与所得控除があるいは低いのではないかとお考えおる御指摘であつたと思ひます。それにつきましては、現在の給与所得控除は昭和四十九年に非常に大幅な改善をいたしました。その背景といたしましては、確かに今日も言われておりますように、どうもサラリーマンの方が税負担が実質上重いのじゃないかという話もございましたし、さらにはまた、資産所得に対してやはり勤労所得といたつたものはそれなりの評価をしなければいかぬじゃないかという声もあつたと思ひます。

そういったことを背景としまして、昭和四十九年に今日の給与所得控除の大枠、枠組みというものができたわけでございますが、そのときの思想

はどういうことであつたかと申しますと、特に低所得者層における負担の軽減を重視するという観点もございまして、給与収入が小さくても一定額の控除、五十万円というところでございまして、一定額の控除を保障するという定額控除制度が設けられましたと同時に、控除率も、従来は最低、スタートが二〇％ということでもございましたけれども、この際に四〇％ということからスタートしまして、順次三〇、二〇、一〇ということでも、現在は一千万超は五％ということになつておりますけれども、給与収入の増加に応じて減減するという仕組みになつたわけでございます。

そういった大幅な控除の中には、背景としましては、必要経費の概算的な控除という思想、これは主たる思想でございますが、それ以外にもやはりこういう給与所得控除という仕組みを通じて、給与所得者その他の所得者との負担の調整を図るといふような意味合いも考慮しながら、このように大幅に拡大したという背景があるわけでございます。

今日におきましては、たとえば給与収入三百万円の場合には給与収入の三五％、給与収入が一千万である場合には二〇・五％が給与所得控除ということで控除されますので……(松本(幸)委員)内容の説明はいいから、それが妥当であるか、改正するかしないかを答弁してもらえればいいんだ」と呼ぶ)すでに非常に高い水準にあるといふふうにとひとつ御理解を願いたいと思ひます。

○松本(幸)委員 答弁が長いと、質問の時間がなくなつてしまいますので少しやきもきしてはいるんですけども、源泉徴収制度につきましてはいまのお答えで、要するに経済効率といふまいか便利さといふまいか、そういったこと、あるいは源泉徴収を希望して、その方が自分でやるよりもめんどうくさくないからというふうな点もあると思ひます。

しかし、先ほど申し上げたように、法のもとに平等であるという人権的な立場からすれば、これ

は少なくとも選択の自由というものは、そうしてほしいと雇用主に委任をして、私がやるんではめんどくさいから雇用主にやってもらいたいといふことであればそれは当然ですけれども、少なくとも選択の自由というものは留保されてもいいんじゃないか、これが私の趣旨でございますが、これは、片や人権の問題であり片や経済効率とか便利さとか、こういうもののおつかり合ひです。それをどうするかという問題だろと思つております。私の主張としては、権利意識としては、やはり全体的にどちらをとるかということは選択に任せるべきだということですが、それはそれで結構でございます。

ただ、現在の源泉徴収制度がいろいろな意味でなかなか改正できないということになりますと、たとえば公務員のスト権をとるかかりに人事院を置いて給与の改定を勧告するという代償措置があると同様に、源泉徴収義務制度を存続するとすればいよいよその代償として、いまもちょっと御説明がありましてけれども、いわゆる給与所得控除といふものについて最大限の考慮を払わなければならぬといふように私は考えるわけでございます。

その内容につきましては、いま御説明があつたとおりでありますけれども、日本の所得税制は、御承知のように超過累進税率というものを適用しているわけでございます。これは、国税でも、地方税でも同じでありますけれども、所得課税における超過累進税率の適用ということと給与所得者に対する給与所得控除、これは高額になれば減減をするという逆累進の方式をとつておるわけでございます。逆累進と言つて、少し言葉が妥当でないかもしれませんが、その目的が低所得者になるべく保護すると言つて、これも語弊があるかもしれませんが、そういう目的でやつておるわけでございます。一方で所得に依つての超過累進税率を課して、高所得者に対してはそれ相応の税金を徴収を

しているわけでございます。

考え方、低所得者を優遇するという考え方、どう思うのでございけれども、経費という問題に考えた場合に、これは率直に申し上げて、高額所得になればなるほどそれなりの必要経費というものは増大をしていく、これはむしろ常識だと思つております。低所得者における必要経費よりもやはり高額所得を受ける人の方が、まあ冠婚葬祭の費用を含めて、あるいはおつき合ひの費用を含めて、経費というものは非常にかさんでいくということになるんじゃないか。そういう趣旨からいいますと、この高額所得者には経費控除を少なくするという物の考え方、発想についても、やはり一考を要するものがあるんじゃないかというように私は考えるわけなんです。

そこで、現行の四〇％、三〇％、二〇％、一〇％、こういう四段階になつておるまいわゆる経費控除、これの算定の根拠といふのはどういふものであるのか。たとえば百五十万円以下は四〇％の経費控除である、一千万以上は一〇％である、こういうように経費控除率といふものを定めた根拠はどこにあるのか、ひとつ大蔵の方からお答えいただきたいと思ひます。

○重錫(昭)委員 御指摘のとおり現行の給与所得控除は、給与収入の増加に応じて控除率が徐々に低下するといふ構想になつておるわけでございます。これは、通常勤務に伴います費用は、収入の増加に応じて何がしか増加はいたします。さきさきながら、必ずしも比例的に増加するものではないといふことを考慮したものでございまして、税制調査会の答申にも指摘されておるわけでございます。そういった仕組みをつくつておるわけでございますが、気持ちといたしましては、論理的に幾らが何割の控除でなければならぬといふことはございませぬけれども、財政状況であるとかあるいは給与所得者の状況等を勘案して、このように決めておるわけでございます。

○松本(幸)委員 いまのお答えでは、財政状況等をも考慮して決めるということですが、それではないか

うお考えにはなりませんか。

○閣根政府委員 お話はそれなりによくわかるつもりでございますけれども、先生がおっしゃいますように、いまの時点でたとえ四％、二％の分界点を少し上へ上げてくるということになりますと、これは税収の減につながるわけでございまして、減税をすべきであるという議論からすればむしろ当然のことであるわけですが、一定の与えられた税システムで、そこから私どもの言う自然増収というのが出てくる、そういうものを財源の当てにいたしましていろいろな財政計画も組まれてくるわけでございます。そういう意味におきまして、お話しはわかりますけれども、ある時点にきた税率構造というものは、貨幣価値なり物価なりあるいは経済の状況、収入の状況に応じて、常に実態的にできたと同じように変えていかねければならないのだ、そういう理論もあるいはあるかと思えますけれども、私どもとしては、常にそういうふうな制度そのものを動かしていかねければならぬというふうにも必ずしも考えていない。その制度がそのまま置かれましても、いろいろな社会的な影響は及ぼすにしても、それがそれほど大きな弊害にはならないという場合には、それなりにある一定期間据え置いてもいいのではなからうかというふうな考えている次第でございます。

いま、すべて百五十万超になつてしまつておるのではないかとというような感じのお話もあつたわけでございますが、確かに百五十万以下の人のウエートというのはだんだん少なくなつてはおりますけれども、昭和五十六年度で、七〇％の方々が百五十万以下の分類になつております。三〇％の方が百五十万超というところで四％の税率を適用されるというところでございますから、この二段階に分けておるその分け方としての百五十万というの、まだそれほど社会実態からかけ離れてはいないというふうな私どもとしては理解をしていただいております。

○松本(幸)委員 どうも論議がかみ合わないよう

ですけれども、いまのお答えにはなかなか納得できない。年収三十万円当時、百五十万円以上と以下に分けたときと、二十一年もたつて年収が三百万にもなつた時点で同じように、当時決めたとおりの百五十万円以下と以上というふうな区分が合理的なものだ、妥当性のあるものだというふうには絶対に考えないわけなんです。当時の百五十万というの、私の試算によれば、いまでは課税所得金額七百五十万程度になるのではないかと、推算です。から正確ではないかもしれないけれども、昭和三十七年に百五十万以下は二％でございまして、決めたのを今日引き直すと、年収七百五十万以下は二％でございましてと言わなければ、当時といまとは合わない、こういう考え方です。

しかし、なかなか論議がかみ合わないようです、時間も余りありませんから、これ以上のお答えは結構です。ただし主張といたしましては、いま申し上げたような不合理があるというように私はあえて強調いたしておきますので、ぜひその辺を含めて御検討いただきたいというふうに思っています。

○閣根政府委員 先生は十分御承知だとは思いますが、この百五十万という金額はいわゆる粗収入でございまして、課税金額でございまして、諸控除を全部差引いた後の課税額であるわけでございます。したがつて、課税最低限というの、年々控除が上がつてまいりまして相当な額に達しておるわけでございますから、生で粗収入で百五十万の比較という問題ではない。それなりに控除額が上がつてきているということをお承知ではありませうか、そういうことになつておるわけでございます。

税務局長の御答弁、百五十万円が全々の年間収入ではなくて、当然各種控除が行われた所得課税金額であるということ、私も承知をしております。

その上に立つての計算としても、いま申し上げたように、今日では七百五十万円ぐらいになるんじゃないか。それからまた、仮に各種控除をした場合にどのくらいになるかという計算も出てくるかと思ひますけれども、いずれにしても、常識的に考えて、二十年間たつた以上、当時決めたことが——これは率とかなんとかじゃなくて金額です。からね。たとえば百五十万というものが、当時の状況としてそれが正しいんだ、合理的なんだ、こういつて決めた以上は、それが今日そのままの金額でいるというふうなことは、率なら別ですよ、どうしても納得いかないわけですが、ひとつ十分御検討いただきたいと思ひます。

次に、今度改正の対象となつております個人住民税のいわゆる非課税限度額の引き上げの問題につきまして、これは昨年の特例に続いて本年は二回目でありませうけれども、昨年の税法改正によつても五十六年度限りの措置、こういうことが附則の条項にうたわれているわけですね。

私どものとり方からすれば、一兆円減税に対する解釈の違いがありませうけれども、五十六年度限りというものは、もう五十七年度はやらないんだ、こう素直に解釈するわけなんです。ところがそうではなくて、当時の百七十五万何がしという課税最低限というのは今年度限りだという解釈も一方では成り立つわけでありまして、何かその辺がはつきりしませんけれども、いずれにいたしましても、こういった課税最低限を毎年引き上げていくというふうなことは、きわめて変則的な特別措置だということに理解をしておるわけですが、これをこれからはもうずっと続けていくようなおつもりでいるのかどうか、まずお答えいただきたいと思います。

○松本(幸)委員 それは当然であるかと思ひます。しかし、にもかかわらず、五十六年度限りの措置であるとされたものが、五十七年度もまたまた同じような形で措置をされる。これは言うまでもなく、本税といひましようか、国税それ自体の改正が行われませぬから、地方税としてはやむを得ないということにもなるかと思ひますけれども、いずれにしても、変則的な措置であるということには間違いないと思ひます。

○松本(幸)委員 あえて申し上げますが、いまの

生活保護基準を下回るといふような事態は、やはり税制上余り望ましいことではないと私もは考へておられるわけでございます。しかし一方、地方財政が大変厳しい状況の中で、本格的な減税を実施することが残念ながらできないわけでございます。その結果、いまお話のありましたような生活保護基準すれすれのところの所得の方には住民税が課税されない、そういう仕組みにしているわけでございます。

○松本(幸)委員 余りたくさん時間もありませんが、このことについてもよくは申し上げませんが、生活保護基準の標準世帯百七十五万三千元、課税最低限百八十八万五千元、その差が年間十三万二千元だ、こういう説明がされております。

私は、少なくとも課税最低限については、国税の二百一十五万円ぐらまでは当然引き上げられるべきものだ、課税最低限が地方税と国税とで違うということについても若干不合理だ、いわゆる課税最低限で最低の生活保護をしよう、こういう基本的な考え方に基づいては引き出されている課税最低限ですから、それが国税と地方税とでは違うという考え方についても大変問題があるというように思っているわけでありませうけれども、そのことはしばらくおといたしまして、標準世帯の生活保護費と課税最低限とで十三万二千元違う、こうなっておりますが、実際にボーダーラインの方については、課税最低限からちょっと上の方は、生活保護世帯であれば免除される各種の――免除されるといふか、それを対象として生活保護費が支給されるわけですけれども、それらのものをすべてみずから、いわゆる公課のたぐいになりませうか、そういったものを負担しなければならぬことになるわけですね。

たといは医療費は、生活保護の場合は無料です。これはわずかでも税金を納めている程度です。たら、高額医療は別として、医療費は本人、家族を含めて、保険の種類によりませうけれども、みずから負担をしないか、給食費あるいは教材費、修学旅行費、こういったものは生活保護の方には支給されるたてまえになっておりますけれども、課税最低限ぎりぎりの百八十八万五千元の方はみずから教育費として出さなければならぬ。私どもの近所では、いま家賃が大体三万五千円前後ということですが、借家に住まわれている人はその費用の負担もしなければならぬ。となりませうと、いろいろ見たり聞いたりしたところ、別に生活保護を受けている人の方が大変で、ボーダーライン層にあつては公課の負担があるから、逆に可処分所得と言われるものが少なくなつてしまつて生活が大変苦しいというふうな実態があるわけですね。

そういう点からいいますと、果たして百八十八万五千元という課税最低限が生活保護費のそれよりも十三万二千元、年間で上回つてくるからこれで十分なんだ、十三万二千元なんというの、仮に三万円の家賃を払つて借家に住んでいる人は、課税最低限に近い人は、単純に計算しても家賃だけで一年間に三十六万円取られちゃうわけですね。そのほか子供の教育費、医療費、こういったことになりませうと、とても十三万二千元ぐらひがあつたつて、むしろ課税最低限ぎりぎりの納税者というのは大変な負担を、公共料金あるいは公課、教育費、こういったものを含めて負担するということになるから逆転してしまつて、その者がむしろ非常に苦しい生活を余儀なくされるという結果になる。

要は、単に十三万二千元生活保護費よりも上回つてくるからそれで能事足れりではなくて、せめて二百一十五万円の国税と同じぐらひの課税最低限でなければ、納税をしている人のいろいろな費用負担を考えれば均衡を失つてしまふ、逆になつてしまふ。生活保護を受けている人の方が比較的生活が楽で、課税最低限ぎりぎりで納税している人はうんと苦しい生活になつてしまふという逆転現象が起こりかねない。実際に地域でそういう事例が聞かれます。そのことを配慮しても、例が聞かれないならぬ、非課税限度額を決めるにきには、そういうことも考慮して決めておられるのでございませうか。

○関根政府委員 生活保護基準と課税最低限ないしは非課税限度額との関係でございませうけれども、確かに逆転するといふ事態は決して好ましいことではございませぬ。しかし、そのところのすき間が何万円あればいいのかという問題については、一概にある特定の数字をもつて説明することが非常にむずかしい問題であらうと思つております。

もともと制度的に、生活保護基準と税法上の課税最低限ないしは非課税限度額というのとは違つてございませう。たとえば、端的に申し上げまして生活保護を受ける場合には、その人の資産まで一応全部勘案した後で、処分可能な資産があるのかないのかといったストックの面まで考へて判断がなされる。一方課税最低限の方は、税法上の問題ですからあくまでもフローの問題でございませう。収入が各年度においてどれだけあるのかということからの判断をする範囲が両者で違つてございませう。そういったこともありまして、必ずしもびつたり同じ数字で、何万円離れていなければ全く同じような条件であるといふことが言えないわけでございます。

しかし、いずれにいたしましても私どもとしては、納税をしている人々と生活保護を受けている方々との間で不公平なアンバランスといひますか、だれが考へてもおかしいではないかといふ不均衡が出てこないように常に見直しをし、しかるべき制度を持つていかなければいかぬのだといふふうに考へておられます。しかしそれは、課税最低限といふのは高ければ高いほど納税サイドから言へばいいわけですが、一方これを高く設定するといふことは、地方団体としては歳入がそれ

続きまして固定資産税でありますけれども、この固定資産税につきましては、五十七年度たまたま三年に一度の評価がえの時期になりました、土地を中心として評価がえが行われるということでありました。この固定資産税は、いわゆる所得課税ではない、資産課税、こう言われているわけですから、固定資産税と一口に言いますが、大きく分けて、これは分け方にもよりますが、土地あるいは建物、機械設備といったような分け方があります、そういう意味ではなくて違つた分け方をしますと、生産財としての固定資産と消費財としての固定資産、このような分け方もできるのではないかと思っております。

それで、土地の評価がえを中心として行われる今回の改正で分けても、やはり土地についても生産財としての土地、いわゆる事業用資産といひましようか、工場その他が建っている土地だとかと、住宅用の消費財的な資産と分かれると思うのです。あるいは農地というものもありますけれども、そこで、細かく言えば別で分けても、基本的にそれらのものを固定資産税としては全く同一に考えて、同一の税率で、あるいは評価で課税をしていく、そういうことが妥当なものなのかどうか。ひとつ御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○閣根政府委員 先生から、生産財と消費財に分けて固定資産税のかけ方を区別したらどうかという御提案がなされたわけでございますけれども、そういう区分の仕方もちろんならぬとは思ひませんが、そうなりますと、現実にはその固定資産がどういう目的に使われているのか、生産財として使うつもりになれば使えるものを、ある特定の個人の意思で遊ばしておく場合にはそれは消費財なのかどうか、現実の使用形態によつて区々になつてくる。その辺のところ、実際の徴税事務としても非常にむづかしい手間のかかる問題が出てくるのではないかと感じます。私どももともと固定資産税というのは、税率がそれほ

ど大きな税ではございませんで、まんべんなく固定資産と呼ばれるものを、土地なり家屋なりを持つておる者に対して、それほど負担上、負担にたえないような重い税ではないに、まあまあほどほどの税を賦課しようという、税制としてずいぶん古くから各国において設けられてきた税制であるといふことは理解をいたしております。

そういう税でございますので、個々の使用目的なりあるいは現実に固定資産が収益をもたらすのかもたらさないのか、そういう個々の事情によつて余りきめ細かい区別をしない税、そういう形で生まれてきた税でございますので、税そのものの本来の性格というものを大事にしながら、地方団体に与つては大変大切な税でございますので、これはこういう形で基本的には買ひたいと思ひます。考へておる次第でございます。

○松本幸委員 考へ方にもよりますが、百分の一・四だから税率の高いものでないといひますけれども、課税客体の評価がほとんど上がつていけば税率は低くてもかなり相当額になるので、税率が低いからそんなに負担を感じるような税金じゃないという考へ方はちよつと納得し兼ねるところなんです。とにか、税率は低くても対象となる固定資産が大変膨大な額の資産なんです、ある程度割引にはなつていないといひます。ですから、税率は低くても結果として出されてくる税額そのものは国民の負担としては大変なものですよ。そういうふうにひとつ考へていただきたいと思ひます。

その場合に、土地についても、単なる住宅の用に供している土地というのは、これを他の事業用の土地等と同じように評価をする、たとえば駅前のお店でそれ自体がかなりのものになつていようなものや住宅用の土地と同じにするというふうなことにしても、これは大変かもしれないと思ひますが、ちよつと問題があるのじゃないかと思ひます。しかし、そのこともまた後の論議にしたいと思ひます。家屋については、これもまた生産財的なもの、

主として会社その他の法人等については、いわゆる家屋についても機械設備についても減価償却と云うのが行われる。減価償却と固定資産税の課税とは性格が違ふものですけれども、同じように個人の家でも十年たち二十年たてば、ほとんど資産の価値は下がつていくわけですね。そういう点について、年数がたつたときに、家屋の場合にはむしろ評価額を下げていく、こういう方法がとられるべきではないか。建つて十年たつた家といふのはもう中古住宅で、売つたつて半値以下、三分の一にしか売れないという状態になつてしまふわけですよ。

土地の場合には住宅であつても、付近の地価が上れば売るときには高く売れます、住んでいるときには別にそれから何も利益は生まれません、すけれども、まあそういうものですけれども、家屋については古くなれば大変価値が下がつてしまふのですから、固定資産の評価がえという場合には土地のみを対象としないで、家屋の建築年数等に依つて減価償却的に評価額を下げていくということも必要ではないかと思ひますが、そういう措置をとらうとする考へはありませんが。

○閣根政府委員 家屋につきましても、現在でも経年減価点数というシステムをもつて評価をやつてはいるわけですが、ただ基本的な評価の考へ方が再建築費をもつて評価をするというやり方をしております。最近の家屋の建築単価が毎年上がつていくというので、今回も評価がえに当たりまして二五%ほどの再建築費の上昇というものを前提に置いておられますから、経年減価がストレートにあらわれてこない、こういう面があるわけでございます。

しかし、その場合でありましても、評価の結果前の評価よりも今回の評価の方が上がつてしまふというふうな場合には前の評価で抑えてしまふ、前一二〇であつたものを一二〇になつたからといつて一二〇に増し評価をして課税をする、原則としてはないうようにしてはいるわけでございます。原則として新築家屋なんかにつきましても、私ども課

税をいたしますときには一年間の経年減価をとりまして、八〇%の評価で課税をされるということになつておりますので、大体先生のおっしゃるような趣旨はいまの制度でも組み込まれてはいるのではないかと考へてはいる次第でございます。

○松本幸委員 次の質問に移らせていただきます。特別土地保有税であります、簡潔にお尋ねしたいと思ひます。

一つは、なぜ特別土地保有税については取得価額を課税標準として固定されているのかということ、今回の改正で三大都市圏は三百平米、その他の都市計画区域については五百平米までは土地保有税は課さない、こういうことになつておりますけれども、三大都市圏における三百平米とその他の都市における五百平米というふうな決め方は、どういふ理由でこれだけは非課税にする、それ以外のものは課税する、こういうことになつたかということ。

それから、今回の改正で新たに取得した土地については二年間は徴収を猶予する、三年目以降十年間特別土地保有税を課する、こういうことになつてはいるわけですが、ちよつと細かい話になりますけれども、二年間保有して三年目に家を建てた場合あるいは四年目に家を建てた場合、こういったときの土地保有税の取り扱いはどういふことになつたのか。たとえば二年間は猶予期間ですから課税されな、三年目になつた場合には、三年目は建設をした、その一年といふものは課税されてしまふのか、その年に建設されたものは課税されなくても済むのか、あるいはまた年中途で建設をした場合にはいかにわゆる月割的な形で課税されることになつたのか、その辺のところ、まだ不勉強でわかりませんので御教示をいただきたいと思ひます。

○閣根政府委員 特別土地保有税の課税標準額を取得価額で据え置くのはなぜかというお話でございますけれども、先生御承知のように評価がえを

やっていますと、土地というのは三年ごとに上がっていきまわりますが、現在評価水準というのがございまして、その評価の実態というのはまるまる取得価額ではないわけではございません。一概には言えませんが、物によっては三割とか四割とか、相当取得価額よりも低いというのが現実であるわけですね。したがって、特別土地保有税につきましては、ある程度投機の抑制というふうな性格を持っておりまして、多少保有課税を強化することによって有効利用に結びつけるなりあるいは投機的な土地取引を抑制しよう、そういう趣旨が含まれておりますので、できるだけ税負担を効き目のあるものにするという趣旨で、土地の取得価額をストレートに使っておるといふことではないかと思っております。

また、何十年も据え置けば云々という問題もありませんけれども、本来特別土地保有税というのは、早く有効利用してもらおうということを目的として課する税でございますので、余り何十年も置かれるというのを前提にしたシステムになつていないというところでございます。

それから、特別土地保有税、今度三大都市圏の市街化区域につきましては、小規模な土地につきましても課することにいたしましたわけではございますが、三百平米と五百平米の違いはどうかというところでございますが、大都市圏につきましても、比較的小さな規模の土地が遊んでいられる場合でも有効利用をさらに積極的に進めていく必要があるのではないかと、おのずからその他の都市と三大都市圏の中の土地とは有効利用の仕方が違うというふうな観点から、三百と五百というふうに分けをしたわけでございます。これも論理必然的な、絶対に三百でなければならぬという明確な数字の根拠があるわけではございません。

それから、こういう土地を取得いたしました二年を経過した後どうなるのかということでございますけれども、私どもとしては、せっかく供給されました土地を遊ばせておいていつまでたっても有効利用しない、建物が建たぬということではな

つたいないことではございますので、できるだけ住宅等の建設をしていただきたい、こういう趣旨で税制上からも補完していただくというところでこの税をつくったわけですね。したがって、いつまでも有効利用をする意思がないような方に対しては税金を課することになりますけれども、何らかの正当な事由があつて、本人はやりたいたけれども、たとえば道路の構造との関連でありますとかほかの公共施設の問題とかいろいろの問題がありますが、そういうやむを得ない事情によっておくれましてついでにものにつきましたら、徴収猶予の方法等をおかまして実態に合うようにしていきたいと思つておられます。

なお、年税でございますので、毎年一月一日の現況に応じてその年度課税するかしないかを決めていく、月割りということはお考えおりません。

○松本(幸)委員 前段の、今回の土地保有税の十年以上の保有土地については課税を免除するといふ考え方が、そもそも課税をしたときには、いままお話があつたように土地を早く放出させようという目的で土地税制として創設した。ところが外すときにも、逆に今度は税金をかけないようにするから早く、それもやはり土地を出してもらうための一つの方策だということなので、課税を創設したときと課税をやめようというときと、全く逆なことをやるのに同じ目的だと言つてはまことに納得のいかない話なのではございませんか、それはお答えは結構です。

それから、三大都市圏三百平米、その他の都市五百平米のことにつきましては、三百平米という九十年です。古い言い方で怒られるかもしれませんが、一般的なサラリーマンの住宅とすれば大体三軒分です。それ以内だったら何年持つていても税金はかかりませんよ、地方では五百平米ですらから百五十坪、大体五軒分の土地ですね、それは幾ら持つていてもかかりませんよというふうなことに付いては、これもどうも決め方が個人個人の住宅を中心として考えるならば、もっと制限は低くてもいいのじゃないか。たとえば一軒の家と

しては、三十坪と言えれば百平米、地方の場合に五十坪と言えれば百五十平米あればいいわけですね。それ以内だったら土地保有税などというものはかけないで、三年たつても四年たつても構いませんよということですね。五百平米と言つたら、はつきり言つて五軒建ちますよ。そうしますと、この決め方については、どこにその合理的な根拠があるのかということについて疑いを持つわけなんですけれども、それも論議として聞いておいていただきたいと思つておられます。

それから、ちよつとはつきりしなかつたのは、徴収猶予という許可を受ければ多少猶予しますというふうなことでありますが、もし仮に徴収猶予を受けないで、うっかりしてと言つてもこれもまあいいが、よくないことなんです、受けずにやつた場合に、三年目になつて建つたらその年は課税されるのですか。二年間は猶予ですから、これはまあ課税されませんね。いろいろな資金の都合その他でも、三年目に建つたという場合も起こつてくると思つておられます。その場合には、その三年目の一年間は課税されるのですか、されないのですか。

○関根政府委員 課税の実態を把握するのは、毎年度一月一日の時点で把握してまいります。したがって、二年間一月一日を通過して建つておらなかつた、三年目の一月一日も建つていないという場合には、一年分の特別土地保有税が課税されるというふうな御理解をいただきたいと思つておられます。ただ、いま先生の御設定、ちよつと必ずしも私正確に理解はしておりませんが、二年間一月一日を通過したという場合には、三年目のたつた夏ごろに家が建つたという場合には、三年目の一月一日はもうすでに家が建つておりますので、そういう場合には課税をされません。

○松本(幸)委員 私が尋ねておられるのは、二年たつて三年目の一月一日というよりも、取得した日を起点にして二年とか三年とか言うのでしようけれども、暦年の一月一日ということじゃないかと思つておられますが、取得した日から二年間、二回

して、それで三年目の取得した日に家が建つていればそれは課税されませんよ、それはわかるのです。ところが、それ以降に家が建つたという場合には一年間は課税されるのかどうかということ、もう一つは、さつき落しましたけれども、その年に建つたら、先日事務当局と話をしましたところ、ちよつと判然としなかつたのですが、法律は二年間の猶予だから、仮に三年目に家を建ててもそれで十年間は課税されるのだ、そういうことは恐らくあり得まいと思つておられますが、はつきりしませんが、いま前段の三年目の初日、まあ三百六十五の二倍した翌日ですから、三年目の一日というのには、二年の次の日ですから、その日に建つていなければその一年間課税されるのか、その年に建てれば課税されないのか、どうなんでしょうか。

○関根政府委員 なかなか日付の話で正確に申し上げるといふのはむずかしいので、それけれども、取得の日から二年間というふうにもちろん法律はなつておりますけれども、それを具体的に家が建つていないのか建つていないのか、保有をしていないのかしていないのか、それを判定いたしますのは、固定資産税と同じように、課税の基準日として一月一日というものを、これは暦年の一月一日というものを押さえて、その時点の現況で判断をいたします。たとえば、四月一日に取得をした土地を二年間一月一日を通過いたします。それまでは建つていなくても結構です。しかし、三年目の一月一日を通過する時点で、時が通過する時点で、もし建つていなければ一年分が課税されます。

したがって、多分先生のお話は、四月一日に買った土地が一月一日を通過し、もう一回次の一月一日を経過したその翌日に家ができたという場合には、これは三年目のときの一月一日には家が建つておるわけではございませんから、これは課税をされない、こういう結論になります。それから、もう一つのお話の、たとえば三年たつてもまだ家が建つていなくて、四年目に家が建

んだ場合には課税をされるということなっておりませんが、ある人が勝手に宗教法人をでっち上げるとか、あるいはわれわれがわれわれの後援会を宗教法人というようにでっち上げた場合には、こういうことでやはり同じように宗教法人としての税法上の優遇対象になりますか。

○**関根政府委員** 宗教法人は、それぞれ設立手続が個別法に定められているわけでございますので、そういった手続に従いまして正規に設立されたもののみが、宗教法人としての税法上の取り扱いを受けるということになると思っております。

○**小川(省)委員** それならば、われわれの後援会を宗教法人ということにすれば、税法上そういう扱いを受けるわけですね。

○**関根政府委員** 私どもは、直接宗教法人法を所管をいたしておりますので、その解釈を有権的に私から申し上げるわけにはまいりませんけれども、宗教法人というのは、きわめてその目的を持った、まさに宗教法人と言われるべきもののみが宗教法人になっているというふうに理解をしておりますのでございませぬ。

○**小川(省)委員** きょうは文部省を呼んでおりませんが、私も後援会を宗教法人にするように検討しますから、その際には税法上ひとつ優遇をしていただきたいというふうに思っております。

さて、温泉所在市町村のことでありますけれども、温泉の所在地であるがゆえに税法上ではどのようなメリットといたしまして、温泉が所在しているというところで地方税法上の何かメリットになるものがございますか。

○**関根政府委員** 温泉の場合には、やはり宿泊行為なり飲食行為というものが相当多くなると思いますが、都道府県税でございまして、料理飲食等消費税というものが相当収入されるということになると思っております。また、市町村税で目的税でございまして、入湯税というものがございまして、その収入もあるというふうに考える次第でございませぬ。

○**小川(省)委員** まあ、料飲税は泊まるんだから

当然でしょうが、あとは入湯税ぐらいしかありませんが、あるいはかというふうに思うのです。温泉所在市町村では多数の人が集まるし泊まるわけですから、ごみ、尿尿等が非常に排出をされるわけでありませぬ。

そこで、料飲税が主として使われるわけでありませぬから、料飲税の二分の一とは言いませんけれども、せめて三〇%か四〇%を温泉所在市町村に交付し得るような方法がとれないのかどうかという問題であります。これは温泉所在市町村ではかなり強い要望でございませぬけれども、検討をしたことはございませぬか。

○**関根政府委員** お話のございました料飲税を市町村に交付するという制度につきましては、前から先生からいろいろお話を承っておりますのでございまして、われわれなりに検討はしたところでございませぬ。しかし、やはり税の都道府県と市町村への配分というのは全般的な立場から、ある税は県へある税は市町村へ、こういう区分けをして、全体としてそれぞれの県や市町村の財政需要に見合った財源を付与する、そういう仕方をしていくわけでございませぬ。ある特定の税を分けてしまつて、やつていいのかわかるといふ問題もございませぬ。

確かに、そういういふと、すぐに娯楽施設利用税のゴルフ税等の問題があるわけでございませぬけれども、私どももいたしましては、料飲税にまつてそういう市町村へ配分する制度を広げるといふことは、なかなかむずかしいというふうに考えておる次第でございませぬ。

○**小川(省)委員** いま御答弁のように、娯楽施設

利用税は配分になるわけですよ。ゴルフ場であったら、ゴルフ場を利用するために車で来るから道路が損傷をするというようにあるかもしませんが、パチンコやマージャンでそういうことはあり得ないわけでありませぬから、娯楽施設利用税よりもっと切実な問題だろうと思つてございませぬ。この点はいかがですか。

○**関根政府委員** 配分をいたしておりますのは、御承知のことと思つてございませぬがゴルフ場だけでございませぬ、パチンコその他については配分対象にはなつていないわけでございます。ゴルフ場の場合この料理飲食等消費税とどう違うのか、なかなか区分の仕方はむずかしいと思つてございませぬが、ゴルフ場につきましては、やはり相当広大な面積がある特定の市町村内でゴルフ場という一つの目的だけに独占的に使われてしまつて、そのことがいろいろ地元の市町村に大きな財政負担を伴わせる、あるいはまた、ほかへの有効利用がだめになるというたような問題もございませぬ。きわめて異例の措置としてとられておるといふふうにも私も理解をしていくわけでございませぬ。確かに均衡の問題はあるわけでございませぬけれども、ゴルフ場があるからといってすぐに料飲税につきましても配分をする、なかなかそういうふうには簡単にはいかならぬので苦勞をしております。

○**小川(省)委員** ゴルフ場を異例の措置だということではあります。娯楽施設利用税が市町村に交付になっておるわけでありませぬから、ぜひひとつ温泉所在市町村に対する料飲税の交付についても前向きで検討をお願いしたいというふうに思つてございませぬ。

どうしても交付できないような状態だとすれば、当面、入湯税が現在百五十円ですよ。これをもっと引き上げてもらいたいのではないかと思つてございませぬ。料飲税を百五十円以上に引き上げるようなことを考えたことはありませぬか。

○**関根政府委員** 税率の見直しは私も常にやつていかなければならぬわけではございませぬが、現在、入湯税は百五十円になっておるわけですが、これ

は昭和五十三年の一月一日から百五十円になっておるわけではございませぬ。見方によれば、すでにそれから四年たつてはならないかという見方もありませぬけれども、四年しかたつていないではないかという見方もあるわけではございませぬ。物価上昇等との兼ね合いも考えながら、今後ともその見直しについては検討をしていきたいというふうに考えておるわけではございませぬ。

○**小川(省)委員** ぜひこれは、百八十円なり二百円なり上げ得るような方法を講じていただきたいというふうに思つておるわけではございませぬ。また本年も、固定資産税の見直し時期になつたわけですね。またかなり引き上げられることになつて収益を上げ得ない一般住民にとっては、固定資産税の引き上げは生活を圧迫する以外の何物でもないというふうに思つておるわけではございませぬ。固定資産の価値がいかに上がつても、収益処分しない限りは一円の得にもならないわけではございませぬ。適正な時価とは言つておるわけでも、値上がり激し過ぎると思つておるわけでも、今年度はどうなつておるわけではございませぬ。

○**関根政府委員** 固定資産税の評価がえの年に当たつておるわけではございませぬけれども、土地につきましては、昨年の暮れに各都道府県に指示をいたしました各都道府県の基準額の価格が、平均をいたしまして二四・一%上がつておるわけではございませぬ。その間におきます国土庁の地価公示のアップ率が二六・八%であつたわけではございませぬ。全般的な地価の値上がり傾向を反映いたしまして、固定資産の評価額の上昇を見たというふうには考えておるわけではございませぬ。

ただ、基準価格が二四・一%でございまして、これを具体的な各筆に適用をいたしまして、でき上りの姿での評価額のアップは、現在の時点ではまだまとまつておりませぬ。しかし、従来の経験からいまして、基準価格のアップ率を数%上回るものになるのではないかと考えておる次第でございませぬ。

建物につきましては、再建築費の上昇率がおおむね二五%のアップということになって、現在これも作業を進めておるところでございます。

○小川(省)委員 確かに市町村の税収が、引き上げれば確保されるわけですから、その面では結構なことでございますけれども、一般住民にとっては大変なことなんでしょうから、固定資産税の評価がえについては、自今ぜひひとつ特例措置等を講じていただいて、余り引き上げが強まらないようにお願いをしたいというふうに思っております。

次に、特別土地保有税でございますが、今回、十年経過をしたものは非課税にしていくようでありませうけれども、非課税にしたからといって、住宅の建設が促進されるわけでもありません。得をするのは、かつて不動産に手を出した大企業だけだということに考えられますが、いかなる事情で今回このような非課税措置に変えたのか、その点を御説明を承りたいと思っております。

○関根政府委員 従来から課税をいたしてまいりました特別土地保有税につきましては、市街化調整区域内の土地につきましては十年間保有をしたことによつて、それ以後は非課税とするという措置をとつたわけでございます。

これは、すでに取得をしてから十年以上経過した市街化調整区域内の大規模の土地があるわけでございますけれども、御承知のとおり、市街化調整区域内につきましては、その開発利用が規制をされていくわけでございます。片一方で開発してはならないという規制を加えておきながら、いつまでも相当重い税を掛けていくということは、税制上もやはり一定の限界があるわけでございます。今回、土地譲渡所得に対する課税等の土地税制全般にわたりました見直しが行われ、その際の長短区分の分界点を十年という保有期間によつて分けようということにいたしました。その機会に、こういった市街化調整区域内の土地で従来からありましたものについても、十年経過したのものについては課税対象から外すということにいたし

たわけでございます。

なお、今後取得されます土地につきましては、すべて新しい土地税制が長短区分を十年にするということと平仄を合わせまして、市街化調整区域内であろうと市街化区域内であろうとを問わず、すべて十年保有をもつて、特別土地保有税は課税対象外とするという制度をつくらなければならないと思っております。

○小川(省)委員 市街化調整区域に特別保有税をかけたということも間違いであるし、市街化調整区域を取得をした企業も、開発が規制されておるわけでありませうから、これも誤りだったわけですね。そういう点では、税法上からも、調整区域内に特別土地保有税をかけたのはどうもうまくないなというふうな反省が強くあつた、こういうことですか。

○関根政府委員 いままで税制が間違つておつたというふうには、私も理解をいたしておりませぬ。いわば二つの要請がございまして、その間のバランスをとつたというふうな御理解をいただきたいと思つたわけでございます。

二つの要請とは何かということでございますが、一つは投機抑制ということでございます。かつて土地ブームのときに、日本全国にわたつて大変な土地の買いあさりが行われたわけでございます。将来の土地の値上がりを目的にして、土地を何でもかんでも買い込むということで、その結果として土地の値上がりが起こつたわけですが、そういった投機を抑制していくということから考えますと、その土地が開発可能があるかないかにかかわらず、投機的に買われたものについてある一定の保有課税を高めていくということ、これはそれなりに税法上の合理性も持つておつたと思つた。

るわけですから、その効果を税の保有税によつて推し進めることができるのでございませうけれども、市街化調整区域については、その面の機能を期待することがもともと無理だったわけでございます。

この二つの、投機抑制という要請と開発促進という要請との兼ね合いを私どもは十年という期間で調整をした、こういうふうな考えておる次第でございます。

○小川(省)委員 結構でしょう。現行の市町村の法定外普通税の問題であります。どんなものがどのくらいあつてどのくらい税収が上がつておるのか、一応実態を明らかにしていただきたいと思つた。

○関根政府委員 市町村の法定外普通税でございますが、現在、と申しますのは五十七年の三月現在でございますが、七税目四十八団体が法定外普通税をもつて課税をしておるところでございます。課税件数ないしは金額とも、ここ数年来それほど大きな変動はございません。五十三年から申し上げますと、五十三年が四十八市町村でございまして税収額が六十一億、五十四年が五十市町村が課税をいたしてございまして税収額が六十六億、五十五年が四十九団体でございまして七十二億とございまして。

○小川(省)委員 どのような税目があつて、法定外普通税をつくりたいと思つている団体に参考になるようなものがありましたら、お教えをいただきたいと思つた。

○関根政府委員 税目といたしましては、一番多いのが商品切手発行税でございます。十七の団体で課税をいたしてございまして、金額的にこれが先ほど申し上げました税収額のほとんど大部分を占めております。五十五年で五十八億円の収入が入つております。その次に多いのが砂利の採取税でございます。十一の団体が課税をいたしてございまして、その次に広告税と林産物移輸出税というのがございます。珍しいところでは文化観光施設税、これが三団体やつております。それから、

従来からの税でありました大税といたしてございまして、これはだんだん少なくなつて、ほとんどなくなるものと考えております。

珍しい税といたしましては、別荘等所有税というのがこれは熱海市だつたと思つた。一回体課税をいたしてございまして、ヨット・モーターボート税というのが神奈川県三浦市で課税をいたしてございまして、これは現在では廃止をしてございまして。

大体そんなところでございます。

○小川(省)委員 次に、事業所税についてお伺いをいたしますが、第七百一条の三十一に定められておりますが、人口三十万以上を基準としておるようですね。事業所税は、実際にはいろいろな団体があるのですが、代表的なところを挙げていただきたいのですが、どのくらい上がつておるのか。

○関根政府委員 五十五年決算額で千三百八十六億円の収入がございました。課税団体は五十九団体でございます。

○小川(省)委員 事業所税が課せられる建物というの、県庁所在地にはかなり多く存在をしておるわけですね。この事業所税を県庁所在地で課し得るよう、三十万というのを取つて、県庁所在地の市は事業所税が課し得るようにして、このが私の年来の主張なのでありますけれども、この主張についてどう受けとめていただけたら、この主張をいたしてございまして、県庁所在地といつてもその態様が非常に違つてございまして、十萬そこそこの県庁所在地都市もあるわけでございます。なかなかに人口段階で区分をしておりますけれども、産業構造等が大分違つておるというふうなところもあるわけでございます。一律に、県庁所在地であるからといってこの税を課税していくということ、なかなか踏み切れないうわけでございます。

特に、政府の税制調査会におきましても、この問題につきまして御審議をお願いをしてきたところでございますけれども、五十一年の例の課税団体の範囲を五十万から三十万に広げるときにも税調といたしましては、「この税の性格にかんがみ、課税団体の範囲を今後さらに拡大することについては、慎重に対処すべきである」と考へる。こういう御意見をいただいておりますのでございまして、その後この考え方というものは、それほど大きく変わっていないという状況もあるわけでございます。私も、引き続き各方面の意見を聞きながら検討はいたしてまいりたいと考えておりますけれども、現時点において直ちにこれを拡大することとは、なかなかむずかしい問題でございます。

○小川(省)委員 私は年来主張をしてきたのですが、県庁所在地というのは事業所税の課税客体はかなり多いわけでございますし、ぜひひとつこの税調あたりには、事務局案として出していただけのようにお願いをいたしたいと思っております。いま、十万そこそこの団体もあると言われましてけれども、大体県庁所在地というのは二十数万のところが多いわけでございます。特例として県庁所在地は事業所税が課し得るようには、ぜひひとつこれは本当に腰を据えて御検討をいたしたい、このように思っております。

それから、昭和五十六年度における税収の状況であります。もうすでに十二月分が出ています。思うのであります。経済界の状態を反映してかなり落ち込んでいます。これはいかというふうな思っております。法人関係税など順調に収納をされておりますかどうか、一応伺いをいたしたいと思っております。

○関根政府委員 税収の状況でございますけれども、昭和五十六年度の税収につきましては、現在のところ、五十七年一月末現在の都道府県の徴収実績をもとに判断をしております。進捗率にいた

しまして、一月末、昨年五十五年におきましては八六・三%法人事業税が入っております。六ポイントも落ち込んでおるといふような実情でございます。したがって、法人関係二税につきましては、私も予定どおりの、財政計画掲上どおりの収入というのは非常にむずかしいのじゃないかという見通しを持っておるわけでございます。しかし、幸いなことにほかの税目で、たとえば自動車関係の税目でありますとかあるいは個人住民税でありますとか、そういったもので計画額をカバーしている税目もございまして、地方税収全体といたしましては何とか地方財政計画に掲上いたしました額を確保できるのではないかと、このように期待をしながら、これからも何カ月もございませぬけれども、推移を見守ってまいりたいというふうな考えておる状況でございます。

○小川(省)委員 法人関係税がかなり落ち込んでおるといふことであります。恐らく三月末になつてかなり落ち込んでくるのではないかと、このように思っております。そうなつてまいりますと、五十七年度であります。都道府県を一〇・二%、市町村を二・三・一%の伸びを見込んでおるようでありまして、こういう見込みのとおりいくというふうな御判断できますか。

○関根政府委員 先ほども申し上げましたように、私も似たしましては、五十六年度全体といたしましては、ほぼ地方財政計画掲上額を確保することができるとは、いかにいかに考へております。したがって、税目間の多少のアンバランスはございませぬけれども、そういう形で確保がなされた場合には、五十七年度におきまして政府で設定をいたしましたような経済成長率を実現できるものであります。税収としては予定額であります。掲上額の十九兆九百四十三億程度は確保できるのではないかと、このように考へております。

○小川(省)委員 私は、五十七年度、かなり見込みが狂うような状態が経済の変動で出てくるのではないかと、このように思っております。都道府県一〇・二%、市町村二・三・一%という数字は、かなり検討を加えて、一応余り伸びないであろうといふことも加味した上で出された数字でございます。か。

○関根政府委員 税収の見積もりにつきましては、毎年同じような仕組みをとってやっております。けれども、基調はやはり国の経済の見通しをもとにいたしまして、国税の見積もりがどの程度のものになるか、そういったものをもとにいたしまして、地方団体独自のいろいろな要素もそれに加えながら積算をしております。したがって来年度、先ほども申し上げましたけれども、経済成長が政府で定められたような見積もりどおりいくことをあくまでも前提といたしております。そういう経済の成長がなされれば、大体計画どおり税の収入はあるものというふうな考へておるわけでございます。

○小川(省)委員 さらにもいろいろお尋ねをいたしますが、交付税審議の折にさらにもいろいろお尋ねをいたすことにして、本日はこれにて打ち切り。○中山委員長 午後二時より再開することとし、この際、休憩いたします。午後二時二十六分休憩

午後二時二分開議
○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。三谷秀治君。
○三谷委員 法人事業税というものが、企業活動に着目した物税として制定されました。ところが、実際の課税客体というものが所得になつていく。このことは以前にもお尋ねしたことがありますが、そのために、たとえば企業活動を展開しながら、そして地方公共団体の公共サービスといひますか、港湾だとか道路だとかあるいは水道だとか、こういうものの受益を受けながら、事業税を払わない、その負担を免れるという措置が依然として続いております。これは、受益負担上公平を欠くものとして従来からしばしば指摘したところでありまして、これについていま自治省ほどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○関根政府委員 事業税は、先生御指摘をいただきましたように、考へ方の基本といたしましては、いわば受益原則に基づきまして、いろいろと公共施設の使用等において地方公共団体から受益を受けますので、その受益に応じて税負担をしていただく、こういう性格のものでございます。しかし、現在は一部の業種を除きまして、所得を課税標準といたしまして税が課されておる、そういう運用になつておるわけでございます。地方団体からは、税収の安定的な確保を図る観点からも、できるだけこの税本来の外形標準課税というものを実施をいたしまして、安定的、平均的な税収が得られるようにしていただきたい、こういう要望が前々からなされてきたわけでございます。

私どももいたしまして、本来そういう方向で改善を図りたいという考へ方を持っておりますけれども、実際問題といたしまして、税制調査会等におきまして議論をいたしておるわけでございまして、最近におきましては、昭和五十五年の十一月になされた税制調査会の中期答申におきまして、課税ベースの広い間接税の導入問題が出てまいりました。その税に関する税制改正と一緒に外形標準課税の問題も議論すべきであるというところになつて、一応その議論がまとまつていくところでございます。今後、課税ベースの広い間接税の導入問題等も絡めまして、私どもとしては、できるだけ早い機会にこういう方向への改善が実現いたしますよう、努力をいたしていきたいというふうな考へておる次第でございます。

○三谷委員 物税の租税概念からいいますと、当然、利益があらうとあるまいと、その事業そのものに課税するわけでありまして、そのように課

税の仕方が必要なわけでありませうけれども、依然として所得課税をなさっている。一部、収入金課税という部分がありますけれども、これはごく限られたガス、電気ですか、その範囲でありますから、これはほとんどに足りませんで、全体としては所得課税をなさっている。所得課税をしますと、事業税の損金として算入する根拠が全くないわけなんです。所得に対して課税するわけですから、それを損金として事業税に反映させるといふような理論的な根拠はどこにもありませんが、しかし、依然として損金算入がなされまして、大企業が事業税を払わない。

大体、私どもの計算でいきますと、十億以上の会社で見まして三四、五%から四〇%、この範囲の企業が事業税を全部払っていない。こういう状態ではないだろうかという疑問はだれしも持つわけでありませうけれども、もしも所得課税をおやりになる、継続されるのであれば、これを損金として事業税に反映させるといふようなことは速やかに停止すべきだと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○閣内政府委員 確かに、現時点におきまして、所得を課税標準としながら損金算入をしているのはおかしいではないか、そこだけをとらまえますと、そういうことも言えるわけでございますが、あくまでも事業税というのは、本来的に物税であるという考え方を私どもは捨てていないわけでございます。御指摘をいただきましたように、まさに電気とかガス事業につきましても、そういう外形標準課税がなされているわけでございますから、そういうものを見てもわかりませうように、事業税全体としてはあくまでも物税であるという性格を失ってはいないと思えます。そういう物税である以上、それを納税をいたしましたときに、いわゆる法人税の面におきましては、これを経費に算入するというのが税の原則からいって当然でございますので、私どもとしては、この原則を變えることは困難であるというふうに考えておる次第でございます。

○三谷委員 損金算入が変えられなければ、当然物税を課するということが行われなくちゃいけません。その物税という観点に立っているからこそ損金算入が認められるわけであって、一方では物税物税と言いつつながら実は所得課税が行われておる。そうして、所得課税をしながら損金算入が行われまして、事業税収入がはなはだしく減少するという状態になっておるわけでありませうから、もしも損金算入の廃止ができれば当然事業活動そのものに課税をするという、そもそも事業税の創設された原点上に立ち返って課税の措置をとるべきだと思います。

そしてこれは、従来からそのようにしたいということはしばしばおっしゃっている。速記録をたくさん持つてきましたけれども、繰り返しのことをおっしゃっておりますし、それから税調の基本問題小委員会でもそのことが言われております。これは昭和四十六年でありませうが、赤字企業の企業活動に対して事業税が課税されないことは是正されなくては行けない、そういうことが言われております。地方制度調査会でも同様な意見が出ておりますし、税調でももう一遍同じ意見が出ておるわけでありませう。また参議院では、しばしばこの附帯決議が付けられておるわけですが、これが一向に前進をしない。一体いつそれを実現されるつもりなのか、お聞きしたいと思つて。

この間大蔵委員会で大蔵大臣が、赤字企業といえども免税というのをおかしいということを発表されておられますけれども、そういう点からも関連を考へてみますと、税法上の欠損法人だからといってこれが事業税を払っていないこと、これまたおかしいことだと思つておるわけですよ。そういう点でいつこれを是正されるのか、お聞きしたいと思つておるわけですよ。

方を持つておりながらも、これが現実には赤字決算をしてる企業が相当たくさんございまして、特に中小企業の場合等において赤字を出している企業にまで外形標準課税で事業税を課していくことがなかなか実際問題としてむずかしい、そういうような事実関係等の問題もございまして、税制調査会におきましては、先ほど申し上げました中期答申におきまして、今後課税ベースの広い間接税というものを全般的に検討するときに、一緒にこの問題も含めて検討すべきではないかということになっておるわけでございます。また、地方制度調査会におきましても、何遍か地方団体の意向等を踏まえまして、外形標準課税の導入をすべきであるという議論もいただいております。

いつまでにするのだというお話でございますけれども、社会的な実態をいたしまして、いまなお中小企業等におきまして相当数多くの企業が赤字決算をやっております。こういった企業に対して、直ちに外形標準課税を導入することができかどうか、こういった問題もあるわけでございます。なかなか簡単にいかないわけでございます。しかも、私どもとしては、この問題についていつまでもこのままではよしいという考え方を保持しているわけはございませんので、引き続き各方面の意見も聞きながら、検討を続けていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○三谷委員 こういう税のつくられ方を基本的な根拠といえますか、それを無視したような課税がいつまでも続けられるという事は、われわれとしては納得できるものじゃありません。従来から一般消費税を導入した場合、あるいは類似の大型消費税、それと同時にこの問題を方針を固めたというふうなことをしばしばおっしゃっておりまして、この消費税といふものは国民全般に大きな影響を与えるものでありますから、大平さんの一般消費税構想というものも国民の批判を受けて瓦解したわけでありませうし、それから臨調も増税なしということを言っておるわけでありませう。

すから、にわかに一般消費税というものが導入されることは考えられませう。それとは別個のもので、この事業税というものが物税であつて、これは所得のいかんにかかわらず事業活動に対して課税するものであるという事は、初めから決まつた租税の概念になつておるわけでありませうから、その概念に立ち戻りますならば、当然それなり、その概念に立ち戻りますならば、当然それなり、たえば外形標準を導入するというような措置によりましてこの矛盾を解決していかなければ、所得に対して課税するのが損金として事業税にはね返ってくる、そういう道理に合わない話はないわけでありませう。

それから、いま中小企業がこれによると困るようにおっしゃつておるわけでありませうが、従来からの議論の中で税務庁がおっしゃつておることは、課税方式が非常に困難だ、こうおっしゃつておる。何を課税の客体としてつかまえるかということがむずかしいんだ、こんなことをおっしゃつておりましたが、私どもの方では御承知のように方針を提示しまして、資本金に利益の剰余金あるいは各種の引当金、そして準備金、特別償却を加えたもの、これを税の対象にする。しかし、これも業種によつていろいろの差がありますから、業種別な補正を加えていく、そしてさらに資本金の規模別の補正も加えていく、こういう措置をとりませうならば、この課税は決してむずかしいことではないと思つておるわけでありませう。

そういう点からいいますと、中小企業に対する経過措置というものが容易にできるわけでありませうし、あの複雑な交付税というふうな制度をおつくりになつて、だれが見ても計算がわからぬような制度を運用されている自治省がこれくらいのことのできないというのでは、これは納得できるものじゃありません。それはやる意思がないことを証明している。ですから、この問題につきましては、検討中、検討中とおっしゃつておるわけでありませうが、これはいつまでも検討中で済ませるべきものではないわけでありませう。

そのほかいろいろありますけれども、羅列したところで一緒でありますから省略しますけれども、このようにして、三年、四年にわたりまして欠損法人として税を納めていない。もちろん、これは法人税を払っていない、同時に事業税を払っていない、それが選挙になりますと何千万かの献金をするという、この状態ですね。これは一体いまの社会的な判断からしまして妥当なものだろうか、これは手をつけなくてもいいだろうか。三年以上連続して企業会計上の赤字法人につきましては、法の規制で献金をしてはいけないと言っている。しかし、それは三年以上になつていなければならない、二年であろうと一年であろうとそういうことは避ける方が望ましい。それはこの立法の精神からして当然だろうと思えますけれども、その点はいかがでございますか。

○閣根政府委員 税金をいただく方の側といたしましては、できるだけ各企業とも大いに収益を上げていただいて税金を納めていただきたいという気持ちでございます。そういう意味におきまして、すべての企業が黒字決算をすることが望ましいというふうなことを考へておられます。しかし、赤字が出た場合に一切献金なり寄附というものがいけなかつたということになりますと、寄附行為等について認めておられますのは、それぞれの寄附の持つている有用性なり社会的な効用、そういうものを認めて多分そういう制度が仕組まれているものだというふうな私どもは考へておられるわけでございますので、一概に赤字が出たら一切の献金等はだめだと言つてしまふことは、少しそのこと自身に問題が出てくるのではなからうかということでございます。

○三谷委員 あなた、あらぬ答弁ばかりしてはあかぬですよ。そんなこと聞いておればせぬがな。私が言つておられるのは、たとえば三年以上連続して赤字が出た場合には献金をしてはいけないという規定がある。しかし、三年というのに一体絶対的な根拠があるのか。それはない。二年でも一年でも同じことなのだ。赤字で困つておられる企業が税

金、つまり法人税も払わなければ事業税も払わないう、そういう社会的な責任を果たさない中で政治献金だけは幾らしてもいいの。幾らといひましても、これはもちろん政治資金規正法上の量的な制限がありますけれども、それをやつてもいいの。かといふことは、国民だれしもが持つ疑問であります。そういう疑問にこたえて政治倫理を確立することが内閣の責任だと私は思つておられます。そういう点からしまして税金屋さんの答弁では無理だ、やはり大臣の答弁を聞かなければいけません。大臣もその点は勇断を持って努力をされる必要があると思つておられます。

○世耕國務大臣 これはモラルのことをおつしやられたのだと思つておられますが、事業体は事業体、もうかつたら税金をどんどんいたたく、それから政治の方は政治の方というように分けて私考へておられるのでございますが、三年以上赤字のところは献金をしてはいけないというルールがあるわけでございますから、やはりそのいろいろな倫理観を考へてこういう政治資金規正法になつたのだらうと思つておられますが、単年度赤字だつた事業体はその翌年あるいは黒字になるかもしれないといふ希望とか、そういうことが影響してこういう形になつてきたのだらうと思つておられます。しかしながら、おつしやられることはわからなかつたので、今後の検討課題になるかと思つておられます。

○三谷委員 先ほど、税務局長のお答えの中でくしくも問題をみずから述べていらつしやいました。赤字企業の献金はますます赤字の量を膨張させるわけなんでしょう。赤字が出ておるところに、そこから献金するとその献金は必要経費として認められますから、それがさらに赤字に加算される、こういう結果になつてくる。そうしますと、これが事業を継続していきまふ過程で黒字になる場合には、それまでの赤字は全部補てんするわけでございます。黒字分だけ埋め合わせをするわけでありまして、当然赤字会社の政治献金は後年度の企業会計に負担をもたらしものであつて、

それは同時にまた税収に対して重大な影響を持つてくる、そういう関連性を持つておられる、そのことはお認めになりますか。

○閣根政府委員 おつしやるように、ある特定の赤字企業が献金をした場合には、しない場合に比べてその分だけ赤字額がふくられる、それが後年度繰越控除の対象になつてくるといふ意味において赤字からの脱却がその分だけむずかしくなる、ないしは税金を納める時期が遅くなることは間違いない事実だと思つておられます。

○三谷委員 そういたしますと、結局赤字企業の献金は、単に赤字企業が無理をして献金しているだけでなしに、この献金は今後における会社の企業会計にそれぞれ影響を持つてきて、そして税収に対して重大な支障を与えるわけでありまして、企業が献金をしておりますけれども、実際は税金を献金しているという性格まで持つてくるわけです。そういう点からいいますと、この赤字企業の献金は十分に検討を加える必要がある。いま大臣が、今後において検討するおつしやりましたからそれで終わつておきますけれども、その点を中心として強調しておきたいと思つておられます。

○石原政府委員 全国自治協会は、現在全国町村会でございますが、全国町村会が法人格がないものですから、町村会館の運営管理あるいは全国町村会が行いますいろいろな研修活動、調査研究、こういうものを法人の名において行うために設立されているものでございます。

それで、この法人の五十六年度の予算しかわからせんが、五十六年度の予算は千五百五十五万九百九十九円となつておられます。……(三谷委員) 予算はいいです。資本金や会員の構成や基本財産の資金負担の状態をお尋ねしておる」と呼ぶ) 財団法人

会員というのはございませぬ。

○三谷委員 刑事局長の顔を見て、先ほど質問を失念してしまいましたかとお尋ねします。

○大林政府委員 私どもの方では、三事業年度にわたつて赤字が出ておるかどうかの会社は、掌握いたしておりませぬ。

○三谷委員 これは先ほど商法の関係で、法務省の管轄だからというので来てもらいましたが、これは法務省の関係でよくわかりませぬ、こう言つては法務省の調べたところ、三年連続して企業決算上の赤字会社であつて、政治献金を行っている会社が幾つか鮮明になつておられます。これは、会社の事業報告書を三年間調査して明確になつておられるわけでございます。先ほど申し上げましたように、四年間連続して税法上の欠損法人はかなりの額に上つておられます。これらにつきまして、一体この違反の取り締まりはどこでそれが調べて、どう対処するのか、これをお尋ねしたいと思つておられます。どこでもわからぬじや困る。

○大林政府委員 政治資金規正法でいろいろ制限がございまして、赤字会社の制限あるいは補助金を受けておられる会社の制限、その他外国法人の制限、いろいろ量なり質の制限があるわけでございます。こういうものについてはそれぞれの献金を受けた政治団体の収支を公表する、その公表することの過程において違反があれば是正をしていく、こういうシステムを政治資金規正法の基本的な立場としておつておられます。

○三谷委員 その違反の具体の事実について、それを掌握して、違反には罰則が伴つておりますから、その罰則を適用する処置ですね、これはどこ

でどのようになされるわけでしょうか。全然それはしり抜けになってしまつておつて、規定はあるけれども、だれもその点については調査もしていなければ関心も持っていないということなんでしょうか。

○大林政府委員 政治資金規正法のたてまえが、行政庁というのは、政治資金規正法のルールどおりに行われておるかどうかを個々具体的に調査する権限というものを与えられておりません。したがって、収支報告を通じて、国民、有権者の目で見、違反事実があれば、何か犯罪の事実があるということになれば、それを是正していく過程を期待しておる、こういう趣旨でございます。

○三谷委員 そうしますと、国民が申告でもすれば調べてみようか、その調べるのはどこがするわけですか。それは選挙部でなさるわけでしょうか、あるいは警察の職権になるわけでしょうか。そこら辺のあやちが少しつきにくいので、せつかくこういう規制法がつくられまして罰則規定までありますのに、だれもそれについて監視、監督あるいは対処することがないでは、これは全くこの法律が宙に浮いてしまふ、そういうことではないでしょうか。いま特にこの政治献金の問題は、政治腐敗の問題として国民が重大な関心を持つてゐるわけでありまして、それがそのような全く野放しの状態にあるというのでは、これは全く困つたものじゃありませんか。大臣、いかがでございます。

○世耕國務大臣 おっしゃるとおりでございます。○三谷委員 おっしゃるとおりでなしに、どこでだれがどうしてくれまつかと聞いておるわけだ。私は、三年以上赤字会社であつて、そして献金をしている会社をちゃんと握つておるわけだ。そして、まだ時間的にいふん掌握をしておりませんが、その疑いのある企業、これはさつき幾つか挙げたわけでありまして、これについては一体どこでどのような調査や対処をされますか。

お聞きしたいと思うのです。○大林政府委員 政治資金規正法違反ということにつきまして、それが一つの犯罪というふうな事実を構成するといふような話になりますと、これは取り締まり当局の方の処置ということになるかと思ひます。行政の方では、形式的な審査、こういうものは細かにいたしまして、報告についてのチェックをし、それをそのまま世間に公表するといふところまでが実は限界になっておる。○三谷委員 犯罪といふことであればとおっしゃいましたが、いま申し上げましたのは政治資金規正法二十四条でありますか、この規定に明確に反するわけでありまして、その事例を私たちは幾つかここに指摘することが出来るわけでありまして、

そうしますと、いまの選挙部長のお答えによりますと、あとは警察の責任のようになってまいりますが、その点、刑事局長はどのようなお考えなんでしょうか。○中平政府委員 私どもの立場は、これは犯罪ありと思つた後、具体的な容疑に基づいて捜査をせよ、刑事責任の所在を明らかにする、こういう立場でございます。政治資金規正法によりまして規制の対象になる会社等の実態とか寄附の状況につきまして、私どもは行政上はそれを把握し得る立場にはないわけでございます。また事実上、警察はそのすべてをくまなく把握すること、これもまた困難でございます。したがって、個々具体的な事案が出てまいりましたならば、それに即して警察は適切に対応してまいら、こういうことでございます。

○三谷委員 選挙部長のお答えや刑事局長のお答えを聞いてみますと、この問題についてイニシアチブを持つて、こういう政治資金規正法における違法行為を厳格に取り締まるというところはどこにもないことがわかつたのです。結局、この法律というものは宙に浮いてしまつておる。そして、先般から指摘されておりますようなさまざまな違法性のある献金といふものが至るところで行われてきておる。こういう状態ではないでしょうか。

か、大臣。私は、これはもう少し責任の所在を明確にして、そういう非違行為のないように、国民の疑惑を招かないように、政治腐敗をまたらさないように、努力すべきだと思います。それについて大臣の所見をお聞きしたいと思います。そこで刑事局長にお尋ねしますが、いま私は幾つかの欠損法人名を挙げました。これは四年連続の税法上の欠損法人であります。それから会社社会計法上の欠損法人、ここに私が持つておるもの、これは五十五年度の政治献金が届け出をされておる企業であります。これについては資料を差し上げます。それによつて、この実態について調査、捜査をされますかどうか、お聞きしたいと思います。

○世耕國務大臣 私もつきり言いますと、先ほどの御質問を伺つていて、どうも私自身もはつきりしないところがあるわけでございます。選挙関係の法規で自治省がそれを行政上立ち入ることが出来るのは、一つのある事項に対する解釈とかその辺でございます。あとは現実の問題に即して何か法規上に違反ということが確認され得るような場合には、私は自治大臣と国家公安委員長の二役になるのですが、今度も一つ一つの警察とかその方の分野になると思つておるわけですが、これは私ははつきりしたことは申し上げられないのですが、会社法とか会計法とか、その間にいろいろな経済に絡んだ会社、われわれのちよつと知りにくい法規がありまして、その中でいろいろな別な解釈がされるのではないかと、つまり、継続して欠損を生じているような場合でも、そのある特定の会社の株主総会で利益準備金とか資本準備金の取り崩しが決議されたりなんか、そういう場合、当該欠損が埋められてしまつたという別な解釈が出てくるのか、そういうたいろいろな微妙なあれがその間に介在して、結局はなかなか所期の目的が達せられない、こういうところがあるんだらうと思つておる次第でございます。大変わかりにくいことで、私自身もまだよく

理解できないところでございますが、そういった感じ方をしております。○中平政府委員 いまお示しの事実につきまして、これは具体的に申し上げますと、いかなる事実認識のもとに当該寄附が行われたか、寄附がなされ、寄附の受け取りがなされたか、そういう事実認定をはつきりいたしませんと、形式上三會計年度以上にわたつて赤字である、こういったも直ちに犯罪を構成するといふことは言えないだろうと思つておる。したがって、資料の提供を受ければ、事実関係につきまして私どもの立場でそれなりに明らかにしてまいりたい、このように考えております。

○三谷委員 資料は差し上げます。そこで、大臣のおっしゃつたことですが、何となしにわけがわからぬ状態になつてしまつておるのです。商法上の問題、いろいろあるでしょうけれども、しかし会社の決算といふものは、ちゃんと決算報告書が出るわけですから、まあ事業報告書でありまして、これが会社の企業会計の実態を示すわけでありまして、これに基づいて判断を下すといふことをしなければ、株主総会でどうしたとかこうしたとか何を取り崩したとか、そういうものを含めて事業報告書があるわけでありまして、当然これに基づいて事実関係を判断するといふことなれば、無制限の疑問がそこで生じてくるわけでありまして。

そこで申し上げておきますが、いまの状態を見ますと、政治資金規正法によりましてこういう規制が設けられて、そして罰則までついておりますが、これはだれしもこの問題について管轄するところがないという状態になつておる。この状態ではこの法律が全く無意味になるわけでありまして、これについてはそれなりの対応が必要であると思ひます。それについて、大臣の善処方をお願いしたいと思います。

○大林政府委員 こういう事件が起こりますたびに御質問のようなお話になるわけでありまして、政治資金の公表というものは、先ほど申し上げまし

ここに氏名を挙げてお示しをしますが、これに對してどのようにお考えになつておるか。

○石原政府委員 たいまお示しの資料について初めて拝見するわけでありますが、全国自治協会がその設立の目的である地方自治の振興等に関して具体的などのような活動を行うか、これについては最終的には自治協会自身の御判断であらうかと思ひます。直ちに、これらのことが定款に反するということにはならないと思ひます。

○三谷委員 自治協会といひますのは、さつき申しましたように全国の町村が会員なんです。つまり公共団体なんです。その住民に対して責任を負うべき公共団体が、特定の人に対して献金を繰り返すというふうなことが認められるべきものでしょうか。公益上、公共上、そういうことがあつていいことなんでしょうか。

○石原政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、全国自治協会がその「寄附行為」の中で地方自治振興に関するものもその事業を行うというかなり広い表現でこれを述べておられます。この事業の具体的内容としてどういったものがこれに該当するのにかつては、やはり最終的にはこの自治協会自体あるいはさらにその構成員である全国の町村長、これがこの寄附行為に合致したものであるかどうかの御判断をなさる性質のものではないか、このように思ひます。

○三谷委員 主務官庁というのは、どういう権限や責任をお持ちになつておられるわけでしょうか。それから、地方自治振興の事業ということの中に特定の議員に対する献金も入つておるといふ意味で、そのような御理解なんでしょうか。

○石原政府委員 私ども監督官庁としては、各法人の具体的な活動、予算、決算等が、それぞれその寄附行為の定めるところに従つて適正に経理されたかどうかという点をチェックするわけでございます。その場合の寄附行為に定められております事業目的、事業内容がかなり概括的である場合には、その個々具体的な行為についてこれが寄附行為に合致するかどうか、判定はなかなか微妙な点

があると思ひます。

また、たいまのような政治献金があつたかどうか、私は承知しておりませんが、それが地方自治の振興に役立つかどうかという点の判断は、やはりこの法人自身あるいは法人の執行機関さらにはその構成員が御判断になるべきものと思ひます。

○三谷委員 あなたは、地方公共団体の性格についてよく御承知だと思ひます。地方公共団体の公共性といひますか、そのことは当然言うまでもありません。地方公共団体というのは地域住民に対して責任を持つ組織であり、その地域住民に対して責任を持つべき組織が、特定の政党の候補者に対してだけ献金をするというふうなことがあり得べきことなんでしょうか。

住民の中には、いろいろな政党を支持される方もあるし、いろいろな思想、信条の方もいらつしやるわけですね。そういう状況の中で、公共団体といふものは不偏不党の活動をすべき性質のものであり、それが特定の候補者に対してだけ献金を繰り返すというふうなことがあり得べきことなんでしょうか。あなたはいろいろとおっしゃつておられますが、主務官庁の監督の権限やあるいは管理上の責任といふものは一体どこにいつてしまふのでしょうか。全くこれは野放しになつておられるわけなんでしょうか。

○石原政府委員 法人の活動が適正になされていくかどうかといふことは、当然監督官庁の責務としてチェックしなければならぬわけであり、その場合に、具体的な経費の支出等がその法人の設立目的に沿つておるかどうかが重要な判定になります。その設立の目的が、たいま申しましたように地方自治の振興に関する事業といふふうな非常に広く定められておる場合には、個々具体的な支出がそれに合致するかどうかといふことは、なかなか微妙な点があると思ひます。

たいま御指摘のようなケースも含めて、経費の支出が予算に対してどうなつておるか、あるいは決算上それがトータルとしてどうなつておるか、こういったことは当然私もチェックいたしておりますが、支出目的そのものが寄附行為に合致しているかどうか、この辺の認定になりますと、それその法人の管理者、理事者あるいは最終的にはその構成員が、それについてどう判断するかというところに帰着するのではないかと思ひます。支出の具体的な内容の適否についてまで監督官庁が判定するといふ点は、相当慎重でなければならぬと思ひます。

か、こういったことは当然私もチェックいたしておりますが、支出目的そのものが寄附行為に合致しているかどうか、この辺の認定になりますと、それその法人の管理者、理事者あるいは最終的にはその構成員が、それについてどう判断するかというところに帰着するのではないかと思ひます。支出の具体的な内容の適否についてまで監督官庁が判定するといふ点は、相当慎重でなければならぬと思ひます。

○三谷委員 不適切な支出についてまで指導するといふのが主務官庁の責任なんだ。それは当然のことです。これは、さつき申しましたように地方公共団体の連合体でありますから、それが特定の政党の候補者に献金を繰り返すというふうなことがあつていいものじゃないんだ、それは明らかに公共団体の公共性を喪失したものだ、そういう観点に立つ指導といふものが当然必要になつてくる。

この協会の目的は、「地方自治に関する諸般の調査、研究及び地方自治振興に関する事業」であります。この献金が地方自治振興に対して何がしかの貢献をするというのであれば、それは明らかに賄賂になつてしまふ。そういう献金であつてはならぬ。そうしますと、この献金は一体いかなる性質のものか。どこで地方自治の諸般の調査研究のカテゴリーに含まれるのか、どういふ根拠で地方自治の振興に関する事業の発展に役立つのか、そのところが基準であつて、その観点から金の支出についても指導監督をするといふのが主務官庁、監督官庁の当然の責任だ。ところが、これが最終的にはどうかとかがおっしゃつておられるけれども、最終的な結論を導くまでに妥当な指導をするといふのが主務官庁の果たすべき役割りではありませんか。

そこで、いま私が差し上げました資料をよくくらんで、そしてよく検討して、こういうことがないよう指導してもらいたい。全国の町村議会などにこの点が伝わりませうならば、必ず各町村議会において問題になるのは明白なことなんでしょう。

す。公表は全然してないわけですね。そういう性質のものだ。それについて責任のある指導をやつてもらいたと思う。お答えいただきたい。

○石原政府委員 この資料は、たいま初めて拝見したわけでございます。これがどういふものであるのか、にわかにお答えできないのでありますが、いずれにいたしましても、全国自治協会は全国の町村の自治の振興のために設立されている法人でありまして、その活動が全国の町村のために真に合致するように、今後とも適正を期していただくよう指導してまいりたいと考えております。

○三谷委員 それは抜き書きしたものですから、その根拠になりますのは、各府県の選管に出した取支報告書でございます。それも一通りはそろえてあります。

そこで、もう時間が大分来たようでありまして、一つだけお尋ねしますけれども、固定資産税の電気事業に係る特別措置があります。この特別措置について、その内容、五十七年度の減収見込み額、主として適用を受ける企業について、お知らせをいただきたい。

○閣内政府委員 電気事業に係る固定資産税の課税標準の特例でございますけれども、措置の内容といたしましては、新たに固定資産税が課せられることとなつた年度から五年間は、価格の三分の一に課税標準額を落としまして課税をいたします。その後五年間は価格の三分の二に落とすとして課税をする、そういう特別措置を講じているところでございます。

たいま申し上げましたのが、電気の供給事業等におきます変電所または送電施設の用に係る償却資産の課税標準の特例でございます。そのほか、五十八年三月三十一日まで建設された発電所、変電所または送電施設の用に供する家屋及び償却資産でありまして、農山漁村電気導入促進法という法律がございますが、これによりまして農山漁村団体がその用に供するものについて、いま申し上げました五年間三分の一、その後

五年間三分の二の特例措置が講じられておりま
す。
以上二つの措置によりまして、五十七年度の減
収額は二百四十四億円になるものと見込んでおり
ます。

この措置が適用される業種でございますが、電
気の供給を行う事業、物品の製造事業、旅客また
は貨物の輸送の事業、鉱物の採掘の事業を業とす
る者がその用に供するための電気の用の変電所ま
たは送電施設でございます。

以上でございます。
○三谷委員 これは、主要な部分は電力会社に
あるわけですが、その電力会社についてこの
ような特例措置がなぜ必要なのか、電力会社の
まの会計経理の状態からしまして、こういう措置
が果たして必要であるかというふうに考えます
が、どうでしょう。

○閣根政府委員 電気事業というのは、御承知の
とおり、国民生活を維持し、生産を確保する上
で、重要な公共事業であるわけでございませ
ん、そのコストをできるだけ引き下げる必要があ
る、電気料金をできるだけ低く設定する必要がある
ということから、この特例措置は当初設定さ
れたものというふうに考えております。

○三谷委員 要するに料金対策というわけです
か。

○閣根政府委員 端的に申し上げると、そういう
ことになると思っております。
○三谷委員 この固定資産税の負担というものは、
電力会社の経営努力といいますが、あるいは
その利益の中に吸収できるものではないのか。こ
の電力会社の純益計算などを見ますと、これは業
に吸収できるという判断がつくわけでありませ
んか、この点については通産省お越しになつてい
ると思うが、どうお考えなんでしょうか。

○植松説明員 先生御指摘の点は、恐らく昭和五
十五年度の決算内容をあらんがらなつてのお話かと
思いますが、たまたま五十五年度におきましては
為替レートが非常に円高に推移したことによりま

して、海外に依存しております石油等が安く手に入
ったというようなこと、それから出水率が非常に
高く水力発電が高稼働であった、あるいは原
子力発電が予想以上に順調に動いたというよう
なこと、燃料代の高い石油火力等をそれほど動
かす必要がなかったというようなことで、全体と
して非常に高収益に推移したということござい
ますが、御案内のとおり五十四年度は逆に赤字
でございました。

全体としまして、先ほど税務局長から御答弁ご
ざいましたように、電力料金につきましては原価
主義ということで、租税公課も含めまして原価を
織り込みまして、原価が高くなればその分だけ料
金が高くなるということございまして、こ
ういった電気につきましてはエネルギーの中でも
最も基礎的なエネルギーということで国民生活あ
るいは産業活動に与える影響が大きいということ
で、少しでも税負担の面でも軽減できる部分につ
いては軽減をし、コストを低減し、その分料金の
安定、さらにもう一つ、電気事業につきましても
安定供給を確保するという目的がございまして、
そういう面からも発電のみならず、送電電
力流通設備についても供給の拡充を図ってい
なければならぬ、そういうことで設けていた
ておるわけでございまして、たまたま五十五年度
は非常に好決算でございまして、原則としては
原価主義で料金が設定される関係から、料金の安
定のためにぜひ必要であると考えております。

○三谷委員 時間がありませんから、一つ一つお
聞きしなくちゃいけません、お聞きする分私が
かわつて説明をして、確認をしてほしいのです。
電力九社の純利益金というのは、五十年度は千
二百九十二億、五十一年度は千七百三十八億、五
十二年度は二千七百三十四億、五十三年度は二千
七百四十八億、五十四年度はいまおっしゃいま
したように一千九百九十億の赤字、しかし五十五年度は
五千九億円の黒字、これに間違いありませんか。

○植松説明員 相違ございません。
○三谷委員 そうしますと、今度の特別措置によ

りまして減額されますのは幾らなんでしょうか。
○植松説明員 五十五年度の決算で九電力だけを
とって計算してみますと、固定資産税の納付額の
方は千五百四十四億円、いま御指摘の送電施設に
対する課税標準の特例によりまして減税を受けた
と推定されます額は百九十一億円かと思ひます。

○三谷委員 純益の合計が五千九億ある。そう
して、なるほどさきおとしは若干の赤字になつ
ていられるけれども、それ以前はずっと引き続いて
赤字になつてきています。そうして、五十五年度にお
きましては純益五千九億、その中で今度百九十
億の減収になる。そういう特別措置をとるわけだ
けれども、その百九十億くらいは五千九億円の利
益の中になぜ吸収できないのか、そこが私ども
わからぬ点です。

○植松説明員 先ほど来御指摘がございました事
業税を含めてでございますが、固定資産税は、
私、税金の方は詳しくございませぬのであれど
ございまして、利益が上がりまして法人税等、所得
に対する課税がございまして、固定資産税につ
きましては別の観点から課されておるわけで、赤字
の場合でもたとえ五十四年度九電力で約一千億
円近い固定資産税をそれぞれ納付しておるわけ
でございます。利益が上がりまして、その所得に対
しまして当然高額の法人税を納付するわけでござ
いまして、その点から申しますと、固定資産税の
課税標準の特例がございまして、したがっていま
して、所得との関係で云々ということにはならな
いのではないかとこのように考えておる次第でござ
います。

○三谷委員 時間がありませんから最後の質問を
しますが、いま私が赤字とか黒字とか言いました
けれども、これは内部留保をのけた表面決算なん
です。そこで、内部留保を含めて計算した場合、
五十年年度におきましては合計利益は五千九百三十
五億円、そして五十一年度は七千三百三十九億にな
つていられる。五十二年度は八千三百二十億、五十三年
度は八千五百三十六億、五十四年度は四千九百七
十一億、五十五年度は一兆二千五百七十八億とい

う利益が上がつていられる。これは内部留保分といわ
ゆる純利益分と合わせた額です。それだけの額の
もうけの中で今度の措置で減収されますのは、こ
れは電力だけではなしに、いまこの制度を受けま
す細かいものもろものがあつたが、そういう
ものを含めまして五十五年度で二百二十億円
にすぎない。この二百二十億円というものが、一
兆二千五百七十八億の電力の利益の中はどうして
吸収できないのか、これはだれしもが持つ疑問
であります。そういう点から見まして、このよう
な特別措置の拡大は必要がない。それについて税
務局長、いかがですか。

○閣根政府委員 この特別措置の制度につきま
しては、当初二十七年に税率の特例措置が設けら
れて、それをいまのような形に直しましたの
が二十九年度でございます。しかし、その後二回
にわたつて、特別措置の縮減が図られてきて
いるわけでございます。

私どももこういった特別措置につきましても、
その実際の果たして効用が効用でありますとか
必要でありますとか、そういうものは常に直直し
ていく必要があると考へておる次第でございま
す。いま直ちにこれを廃止するという計画がある
わけではございませんけれども、引き続き、そう
いった全般的な非課税措置等の見直しの対象には
加えて検討していきたいというふうに考えており
ます。

○三谷委員 これこそ、大企業奉仕の税制だと言
うことが出来るわけですね。今後一層の努力を希望
しまして、時間が来ましたから終わります。

○中山委員 佐藤敬治君。

○佐藤敬治委員 大臣にお伺いします。
きのう、東京丸の内ホテルで開かれた日本商
工会議所、その中で議論になつた第一の問題に道
州制の実現に努めるといふ項目があります。この
道州制は、地方自治に関心のある者としては大変
大きな問題であります。私、この前に行革特別委
員会の委員をやつたのですが、そのときも出てま
いりまして、特に財界の代表と目されております

第一類第二号 地方行政委員会議録第六号 昭和五十七年三月十九日

旭化工の宮崎輝社長、この人が中心になって、財界の声として強方にこの道州制というものを唱えております。大臣は、同じ大臣でも自治大臣でありまして、この問題に大きな関心を持ち、また、関連があると思われませんが、どういふふうはこの道州制の問題を考えておられますか。

○世耕國務大臣 道州制の問題はよく私も伺うわけですが、地方自治制のきわめて重大な根本問題になりますので、今後これを慎重に検討を加えながら扱っていきたく存じております。

○佐藤(敬)委員 ほかの大臣ならともかく、自治大臣として、しかも一番大きな問題として第二臨調がやられておりますが、表面にまだはつきりとは出てこないけれども、その中の非常に大きな問題なんです。各自治体の関係者、いろいろな自治体に関連している人たちは、この道州制という問題に重大な関心を抱いております。すぐにはできないかわかりませんが、しかし、もしこれができるならば、これはもういままでの町村合併などという問題と違つて大変大きな根本的な問題になってくるわけなので、ただこれは重大な問題ですから慎重に検討しますという大臣の答弁では自治大臣とも思われませんが、もう一遍ひとつしかと御答弁願います。

○世耕國務大臣 道州制、広域圏については、私もいろいろ考えを持っておりませんが、そう右から左に簡単に取り扱うべき性質の問題ではございませんので、いまここで極言することは遠慮させていただきますが、十分慎重な配慮をもって臨んでいきたいと思ひます。

○佐藤(敬)委員 この問題は、いま出てきた問題じゃございません。これは地方制度調査会ではつきりと、この道州制の問題はだめだという結論を出して答申がなされたわけですよ。それをあなた自治大臣として、なぜわざわざ地方制度調査会がこんな問題を、表面にも出てこないものを取り上げたかという意味はおわかりでしょうけれども、事が重大であり、しかも、第二臨調の中で非常に大きな勢力を持っている財界の代表が強力に

これを推進しているのです、危機感を感じてああいふ答申を出してきているのです。それをあなた、地方問題の最も中核に在る自治大臣として自分の考えを持ってないということは、私どもは合点がいきません。

○世耕國務大臣 私は、自分の考えを持っておりません。それから、地方行政調査会、地行の調査会の御答申も……(佐藤(敬)委員「地方制度調査会です」と呼ぶ)地方制度調査会の御答申もよく存じております。それから、臨調で出てくる考え方も、大体それ相応に理解をしておるところでございます。その点のいろいろな基本的な考え方を踏まえまして、十分に私も思考をめぐらして対処していく所存でございます。

○佐藤(敬)委員 いま大臣が、臨調でどういう考へでもって議論されているのか、それもよくわかつておるといふことですが、その大臣の理解の内容をお聞きしたい。

○世耕國務大臣 特に具体的な内容を盛つた臨調での考えは出てきておりませんが、臨調での空気は察知しております。

○佐藤(敬)委員 もう一遍お伺ひしますが、どういふ空気ですか。

○世耕國務大臣 全体としてまとまつておるわけではなくて、いろいろな議論のあるところでございますが、一部にそういう道州制の議論がかなり強くあることは事実であります。

○佐藤(敬)委員 道州制の議論が強くなることはいま私が一生懸命申し上げていっているんで、そんなこととはとくにわかつておることなんですよ。どういふ議論がその中で交わされているのか、その議論の主流を大臣よく御承知だと言ふから、その内容を聞いておるのです。

○世耕國務大臣 一々ここで詳しいお話をいろいろすることは、遠慮させていただきますと思ひます。

○佐藤(敬)委員 自治大臣として、自分の考えはなくてもいいけれども、たとえば自治省の立場としてはどうであるとか、いろいろなそういう考へ

が何も出されなくて、ただ、検討します、詳しいことは述べられません、そんなことではあなたも勉強不足だと私は思うよ。これは非常にみんな関心を持って、さつきも言いましたとおり、第二臨調にそういう強い空気、強い議論があるので、わざわざ地方制度調査会が答申しているのです。こういう重大なことを、しかも地方自治の最も根幹にかかわる問題を、そういう何かわけのわからない、答弁にならないような答弁をしてやろうとするのは、少なくとも自治大臣として勉強不足であると私は思うが、どうですか。

○世耕國務大臣 大変おしかりを受けて申しわけないのですが、最初に軽々しく扱うべき性質の問題ではないと申し上げたのはそのとおりでございます。まして、大府都道府県の在来制度というのがずっと長い歴史をたどりながら現在定着してきておりますので、われわれはその考えを基礎にいたしまして、軽々しく考へるべきではない、こういうふうにお申し上げたわけでございます。

○佐藤(敬)委員 私は、大臣就任のときの新聞の大臣に対する御批判だとかいろいろなものを見まして、大臣は非常に哲学的というか、理念的なことに通じている人だ、こういう大変りっぱな御批評がありまして、そのためにわざわざこういうことには大きな関心を持っておるだろうと考えて、実はこれを冒頭にお聞きしたので、しかし、いま大臣の御答弁をお聞きしますと、余りにも漠然として合点がいきません。大臣に申し上げておきますけれども、これは非常に大事な問題だと思ひます。そして、あれだけ第二臨調の主流である財界が大きな力でもって推進しようとして、日本商工会議所がわざわざまた決議をして、必ずいつかは浮上してくる。そのためには、自治省としても自治大臣としてもしっかりと腹を決めておかなければ対処できないと思ひます。

あの第二臨調の中で議論されているのは、いま広域化したので、いまのようでは狭い、現にわれわれはどこかに企業を持つていこうとしても、役場や市役所や県庁の連中は無能で手続ができない、だ

からもつと大きくしてりつぱな役人を置くべきだ、さらに公害だとか環境問題だとか、こういうのがうるさくて仕事ができない、こういうのをものごとと能率的にやるためには大きくしなければだめだと言つておるのです。

しかも、あなたは御承知かどうかかわかりませんが、道州制をしくためには、たとえば東北を考へますと、日本海から太平洋まで東北六県を一つにして東北州にする、関東は、関東上信越を一つにして関東州にする、日本海から太平洋まで通じているのがみそだ、こういうようなことを言つておられます。しかも非常に危険なのは、知事は官選にするとおつておるのです。あの広いところで選挙をしない官選の知事が出るならば、住民は知事の顔なんか見ることができません。しかも、任命された知事は、住民の方を見るか任命した総理大臣の方を見るかといつたら、総理大臣の方を見るに決まつておるのです、自分を任命してくれたのだから。選挙をした知事は住民の方を見ますよ。これは明らかに民主主義との非常に重大な逆行なんです。

それが能率がいい、企業がやりやすい、そういうような見地からもし道州制がしかれるならば、これは大変な問題なんです。確かに能率がいい、命令一下、ツルの一声でもできてしまふ、うるさい議会も要らない、住民運動もない、抑えることができる。これは能率はいいけれども、ヒトラーの能率ですよ。間違えはとんでもないことになる。われわれはそれを避けるために、新しい民主主義というものを採用してやつてきているのです、時間がかかるけれども、それではだめだといふのが私どもの主張であり、またあなたは言わなければ、私が知っている二、三代前までの自治大臣は、全部そういう発言を強ひつておられます。ひとつこの点をよく御勉強になつて、重大な問題でありますので、これから対処していただきたい、これをお願いいたします。

次に、先ほども私の方の小川委員から御質問がありました、今度の地方税の自然増収の見通しに

ついでです。

これは、五十七年度の地方財政計画の自然増収が余りにも大きいので、これで果たして大丈夫という見通しがあるかという問題です。これはもう皆さん、ほとんどだれも質問しているかと思えますが、念を押しても押し過ぎることはないと思えます。

それでお尋ねするのですが、五十七年度の地方財政の歳入というものは、非常にバランスがとれていいというふうに言われておる。なぜそういう結果が出てきたかという点、一つには、五・二％という非常に高目に経済成長率が設定されている。それと、いま出されております税制改正、これによって地方税収入あるいはまた交付税収入が大幅に伸びてくるだろうという予想。もう一つ歳入の面からいいますと、これはゼロシーリングではないけれども、極端に抑制しておる。こういう二つの、歳入はうんと伸び、歳出はうんと切り詰める、当然の結果として五十年以来の財政不足からややつと抜け出した、財政がよくなった、地方は金持ちになった、こういうふうに行われておるのです。そして、国に対して一千億だか二千億だか金を貸すようになりつばな身分になった。いわゆる地方富裕論というやつで、盛んに地方がおだて上げられております。

しかし、この中をいかに検討してみると、先ほどからいろいろ言われておりますように、きわめて不安定な状態がたくさんあります。あなたもさつきそう言っておった。最も心配なのがこの地方税収入なんです。これが果たしてこれほど取れるか、もし取れなければ、これは大変な大きなことを来すのです。

自治省では、五十七年度の地方財政は、国税、地方税制の改正によって、増減差し引きして三百十億の増収だ。たった三百十億。ところが、一方自然増収の方は一兆九千七百五十七億、約二兆円の自然増収を見込んでおるのです。それで両方合わせて、五十七年度では地方税収入というものは十九兆九百四十三億、こう言っています。

ね。これは大変なことなんです。この金額は、前年度に比べて一・七％の大幅な増収だ。五十七年度の地方歳出規模として四十七兆五百億と言われておりますが、これの実に四〇・六％。いままで地方税が四〇・六％なんかになったことは余りないと思うのです。非常に高い地方税率を示しておる。去年は三八・三％、だからそれよりまだ高いという高い税収を見込んでおるのです。

だけれども、これを考えてみますと、最近の景気の動向、景気回復、これはますます悪くなっている。一月の鉱工業のあれでも、この間新聞に発表されていたのを見ても、最近でも最低の状態であるというのが新聞に出ておる。御承知のとおり、民間の経済調査機関のほとんどが三％か四％ぐらいいかない、それなのに国が五・二％という高いものを無理して見込んでおる。そういう経済状態の中で果たしてこの巨額の、二兆円にせよか、大変疑問なので、それに対する見通しを、先ほど一通聞きましたけれども、もう一遍しっかりとひとつお教え願いたい。

○閣内政府委員 先ほど私が、五十六年度の地方税の法人関係税について心配をしておるというところを申し上げたと思いますが、国税の場合と地方税の場合とは後承知のとおりでございますが、例の三月決算期の税収がどちらへ入るか、今年度に入るのか来年度に入るのかが国税と違うものから、わが方としては非常に深刻であるわけなんです。その反面、国の方は三月期の法人決算の見込みが比較的期待が持てるのじゃないか、こういうことを言っているわけでございます。

したがって、五十六年度の法人の二税の関係、私どもの方への入り方というのを非常に心配をしておりますが、国税の方の見方によりますと、何とか三月期の決算で国の方の五十六年度の税収といふのはほほいいところまでいけるのではないかと、こういうようなことを私も聞いておるわけでございます。もしそういう形になりまして、幸いなことに今年度の税収が三月期まで含めますと

ほほいい形になりますれば、来年度の経済運営がよろしきを得て、計画どおりの五・二％の経済成長が実現確保されるならば、私どもはいま計上いたしました税収というものは、それほど無理な話ではないというふうな考え方をしております。一にも二にも今後の経済運営がうまくいって、経済成長が目標額を達成できるかどうかということだと思えます。

また、特に私の方で有利な条件というのは、例の個人の住民税でございます。主として市町村へ入っておりますのでございまして、これは前年所得課税方式をとっておりますので、すでにある程度答えが出ておまして、所得税の五十五年から五十六年への伸びというのは大体一七・五％あるわけでございます。それを私どもの方の来年度の計上額は五十六対五十七で、一四・六％しか伸びていないわけでございます。そういうことも考えますと、まあまあ個人関係の住民税では大体うまく入ってくる、これはむしろ計画を上回るぐらいい入るのじゃないか。多少法人関係でむずかしい問題が起りましても、そういうものを含めますと、まあ何とか計上額は確保できるものというふうな、いまの時点では考えておる次第でございます。

○佐藤(敏)委員 これはあなたとやっています水かけ論で、最後にはあなたが、国がこういうふうに見たのだからわれわれは従わざるを得ない、去年もあなたじゃないけれどもそういう答弁をしておった。恐らくそういう答弁に最後にはなると思えますよ。これは水かけ論ですね。ただ問題は、去年もそうだったし、そして結局は、これは国が見通しを誤ったから国が責任を負えというので、国が半分、地方が半分出して穴埋めをした。その分が地方債として地方財政を圧迫してきておるのです。ことしも恐らく、これは五十六年度も、まああなたはさつき住民税の方がよけいだから穴埋めができることと楽観しておりますが、それは非常に結構なことですが、また来年、いまの五・二％の見通しが私は大きく狂うだろうと

思いますが、もしこれが狂えば、これの穴埋めは、去年と同じように、国が半分、地方が半分持つというふうなことになるのですか。

○閣内政府委員 税収入が狂った場合にどうするかという問題につきましては、その時点で具体的なことを考えていかなければいかぬわけでございますけれども、地方団体の財政の運営に支障のないように万全の措置を講ずるということを基本的な考え方としておる次第でございます。

○佐藤(敏)委員 地方財政に支障のないように万全の措置を講ずるつもりです。これは五十年ごろから同じ言葉を聞いておるのです。五十年から大体同じことを言っているのだ。文句まで同じことを言っている。そしてやってくる。文句まで同じでも、その方法というのは、あなたが御承知のとおりいゆる二分の方式というもので、実際は四分の方式だけれども、二分の方式というもので、ほとんど地方に借金が増えてきておるのです。またこれで狂えば、恐らく万全の措置というのはい時的に借金で穴埋めをします、これが万全の措置になるだろうと思っております。違いますか。

○閣内政府委員 最近における経験をもって議論をいたしますと、ある特定の年度に急に見通しが狂って歳入が、特に税収が落ち込んだというふうな場合には、借入金に頼る以外に方法がないというのが現実の問題であろうと思えます。

○佐藤(敏)委員 いま五十七年末の地方債の残高三十四兆円です。それを支払っていくところの公債費が四兆二千六百億円なんです。中には、償還能力以上に借金をしよっている地方自治体もあるのです。いま、ことしの予想が大幅に狂って、前には、四兆円も五兆円も狂ったことがあったのですから、もし大幅に狂えば、それを穴埋めするのはほとんどがまた借金で穴埋めしていくのです。そしてあなたは、地方財政に支障のないように万全の措置を講ずると言ったって、あなた、いまでも三十四兆円あつて公債費が四兆二千六百億もあるのです。それにまたぞろいろいろ借金で、穴埋めした借金だつてこうして来る。

ますます、財政がよくなるどころか、ことし地方債を何ぼか計画しましょう。ようやくよくなつたところじゃなくて、年度当初にはよくなる、しかし年度末には悪くなる、これをいつも繰り返しているのじゃないですか。当初の見込みは万全です、万全です、よくなりそうだと行って、年度末になるといやだめでしたというのを繰り返しておる。毎年その繰り返しですよ。だから、大蔵省は五・二%でやらなければ財政のつじつまが合わないから、それに自治省も合わせなければいかぬと言われども、何か毎年同じことをして、ああよかつた、悪かつた、よかつた、悪かつたと同じことを繰り返してないで、もう少し何か方法はありませんか。

○閣根政府委員 残念ながら、昭和四十九年度以降はほとんど先生がお示しのとおり、予算の時点で見積もつた額を割り込んでしまふというのが実態であつたらうと思ひます。しかし、それ以前には、むしろ自然増収があつて処置をしたということもあつたわけでございますけれども、最近ではなかなかそうはいかないわけでございます。当初から少し安全サイドに推計をして、最近においてもその決算時点で予算を下回ることのないようにしたかどうかという御趣旨でございますけれども、これも先に答えを御指摘をいたしましてしまったような形になります、やはり国としては当初に来年年度の経済運営の基本方針を決め、経済の成長率の予想値というものを設定をいたしまして財政運営、経済運営をやっていくわけでございますので、またそれは単に推計だけのことではなくて、いろいろの指標に基づきまして数字を出して、われわれの持ち得る予測能力のすべてを動員して推計をしているわけでございますので、そういったようなものに基づいて税収の見積もりというものはせざるを得ないというのが実態でもあるわけでございます。

○佐藤(敬)委員 そうすると、あなたは五・二%という経済成長率は達成される公算が大きいという考えですか。

○閣根政府委員 経済財政を担当する者が全力を挙げてその目標達成のために努力すべきものというふうな考えでおります。

○佐藤(敬)委員 ところが一月の二十日に、おたくの方の近藤事務次官が都道府県企画担当部長会議で、「五十六年度予算は一兆円の歳入欠陥が出る」といわれるが、実質成長率五・二%を見込んだ五十七年度予算は前年度以上に厳しい環境にあり、税収、とくに法人税収の見直しには難点がある」と言明しているのです。どうですか。

○閣根政府委員 そういふ新聞記事があつたことは承知をいたしておりますが、私も次官に承りましたし、まあ現場にもいたわけでございますけれども、必ずしもその記事どおり、来年度の税収の見積もりにも難点があるといふような趣旨でお話しになつたのではないといふふうに聞いておるわけでございます。御承知のようなことといたしますか、昭和五十六年度の夏ごろから景気回復の過程に地域的な跛行性が非常に強くあらわれてきておりまして、現に昭和五十六年度の法人関係税の収入状況を見ましても、都道府県によりましては対前年度八割程度しか入つてないというようなどころもあるわけでございます。そういった形で、今年度においても地域的な税収の入りぐあいには差が出てきておる、五十七年度においてもそういう地域的な跛行性が生じる可能性が非常に強い、その辺のところを十分注意するようにというふうな趣旨で、次官はお話をなさつたというふうに私も聞いておるわけでございます。

○佐藤(敬)委員 そうすると、これはまともにとらなくともいいということですね。都道府県の連中に、余りでたらしめるなどというので警告したという形ですね。

この問題をいつまで論じていても、まさに水かけ論だからやめましょう。達成しなければ、また質問をして、あなたはそとどきどういふ回答をするのか、ひとつ楽しみに待っています。それから、これは先ほど三谷委員も質問しておりましたけれども、これもまたきのうの話、これは新聞に書いておつたのですが、きのうの衆議院の大蔵委員会で渡辺大蔵大臣、赤字法人にも課税しろと言つて、私の方の平林委員の質問に対して答えておつた。もしこれができるならば、先ほどの質問ではないけれども、大蔵大臣の意向として、財産や資本金を対象にしてかける、まさにこれは私も長年あなた方とやりとりしてきた外形課税の問題なんです。

住民税の問題にいたしましても、先ほどからこれは議論になつたから、しかも何遍も議論してきたことだから必要はないけれども、県税でも一千万円、一億ぐらいで二千万円か事業税を納めていない、あるいは市町村税でも一億円で八千万円しか納めていない。しかも取引からいくと、もう膨大な取引をし、膨大な敷地を持ち、そして学校を建て、住民の屎尿をくみ取らせ、いろいろな利益を受けておるにもかかわらず、たつた八千万円か税金を納めていない。こういうようなことはさぶる不合理だろうというので、先ほどから議論のあるとおり、外形課税というものを一生懸命唱えてきたけれどもできない。しかし、大蔵省がいまや踏み切つて、赤字法人に課税し、財産や資本金を対象にして検討する、こう言つておるわけですが、議論は、先ほど十分聞きまされたので詳しい議論はいたしません、この外形課税というのに対して真剣に取り組む決意があるのかどうか、お聞きしたい。

○閣根政府委員 法人事業税への外形標準課税の導入問題につきましては、長い間の地方団体を率へるの悲願とも言うべき問題であります。正直な話、私も、もう一日も早くそういう制度に持つていきたいという考え方は持つておりますけれども、必ずしもわれわれの主張なり希望というものが、政府税調の場なりあるいは最終的に政府の方針を決めるところで貫徹されていらない。われわれの力不足ももちろんあるわけでございますけれども、そういうことになつておることについては、私も自身残念に思つておるわけですが、そこで、きのうの大蔵委員会における大蔵大臣

の発言でございますけれども、私も、大蔵省としてもすくなくそれをやるということを確認した、そこまで強いものとは理解いたしておりません。一つの検討課題であるといふふうな意味合いに受けとめておるわけでございますが、大蔵の方で法人税等についてそういうことをやるということであれば、わが方はすでもうとつづくの昔に発車をいたしておるわけでございますので、むしろ大蔵よりも先に駆けるような形で、この問題について積極的に取り組んでいかなければならない問題だといふふうに考えております。

○佐藤(敬)委員 あなた、初めてずいぶん前向きな答弁をもらつてこつちがびつくりしたぐらいですが、あいまいなのはつきりなくて、新聞の文句だけで見ますとかなりはつきりしたことを言つておるのです。「赤字」といふこともばく大な積立金、利益引当金を持つておることもある。決算利益の有無だけでなく、所有財産や資本金を対象にして自分の負担をしてもいいのではないか」といふふうな発言しておるから、かなりはつきりした発言じゃないか。いままでのあいまいな検討しますという発言じゃない、かなりはつきりしたものだと思つたのです。

大臣、この問題は、年来地方自治体が安定した財源を得るために非常に強く希望しておつたものなんです。御承知のように、いまのような所得課税ですと、もうかれれば金は入つてくるけれども、もうからなければ何も入つてこないという状況です。それでは安定した地方財政がつかうられません。そこでとにかく、たとえば京葉地帯の大製油所、油をつくる場所ですね。あれほど膨大な施設を持ち、何万トンだか何億トンだかという油が動いておる、何千億円とか何億金か動いておる、それにもかかわらず税金は六千円だか何百しか入つてこない。こんなばかんなことあるのかというので大変強い要求があつたけれども、とうとう財界に押し切られたのか、自治省も一生懸命がんばつたけれどもとうとうできなかつたのです。いま大蔵省が腰を上げて、これを赤字法人に課

だと感じませんか。

○世耕国務大臣 私も昔、医学をやったのですが、十七年前にまるつきりやめてしまっています、もうまるでひどいものでだめなんです、その税金の問題は私いま初めて伺ったので、詳しくはよく存じませんが、多分医者よりも助産婦の方が胎児の分娩とかそういうのを取り扱うのが専門的で、うまいからではないか、医者よりも上手なんじゃないか、そういうふうな思っております。

○佐藤敏委員 妙な名答弁なんです、そうすると、医者よりも助産婦の方が取り扱いがうまいから税金がかかるんですか。ちよつとそこらが大に聞いて聞いているのだ。あなたが答弁したのならばあなたに聞ければいい、わからないから大臣に聞いている。

○世耕国務大臣 多分私は、こういうふうな解釈にいたします。医者の方も最近、これは病院とか病院の勤務医とかそういうのとは違つたので、医者の方も課税が少しはあるがされるようになってまいりました。個々別々の、たとえば分娩とか注射とか薬を出すとか、そういうことについて課税じゃなくて、全体的な課税をされているようでもあります。助産婦の場合は、お産のときに医者よりもっと高度な専門的な技術を持っているという評価がある。つまり、医者よりもお産に關してはつと上手である、こういう専門的な見方をして多分税金を取っているのではないか、こういうふうには私は考えます。

○佐藤敏委員 いや、大変名答弁なんです、ところがその助産婦さんが医者に雇われて取り上げますと、税金かからないのですよ、同じ人が、そうすると、どうですか。

○閣僚府委員 そういう事態が出てまいりますのは、社会保険診療報酬に対する事業税の課税の特例制度が残つておるからでございます、私どももいたしましては、前々からこの問題については見直しをする必要があるという考え方のものと、いろいろの場において議論をされているわけでございますけれども、社会保険診療報酬の積算の

基礎に事業税の額が必要経費として算入されてない、そういった問題等との兼ね合いもございまして、なかなか実現を見ていないところでございまして、私どもとしては、今後ともこの問題については、一つの検討課題として積極的に取り組んでいかねければならないものというふうに理解をいたしております。

○佐藤敏委員 いま、不公平税が問題になっていきますね。そして、国税の場合は七二%が何ほかよくなつた。しかし、まだ大変な形で残つています。しかし、県税の場合の事業税の特例措置は全然直つてないでしよう。大臣、この事業税の場合の診療報酬の特例措置というのは御承知でしょうか。一銭も税金がかかぬのです。国税の方はかかるのですよ。ところが、医者の優遇税制というのは、国税だけじゃないのです、地方税にもあるのです。しかも、これは徹底して一銭もかからない。あつちの方は何ほかかかるのです。こつちは一銭もかからない。不公平税制というならば、これほど不公平なものはありません。

先ほど申し上げましたのは、産婆さんの技術がうまいために税金がかかぬのじゃないのです。この不公平税制があるために、産婆さんには税金がかかぬけれども、同じ赤ん坊を取り上げて医者には税金がかかぬ。あるいは、整形外科の病院でもみ治療をする人がおりますよ。あの人には一銭も税金がかかりません、事業税が、ところが、あんまさんにはかかるのですよ、同じものを、医者はどうですか。大変金持ちで、東京なんかだと金持ちたくさんいるからあれだけけれども、わしらのところに行きますと、所得競争すると必ず医者が、十人中八、九人まで医者ですよ。物すごくもうかつています。あんまさんとか産婆さんというものは、いわば所得の非常に少ない人です。さつきのかん夫の話じゃないけれども、哀れな人が税金取られて金持ちの人が税金取られないなんて、しかも一銭も取られない、こんな不公平な税金はないでしよう。どうです。

○世耕国務大臣 私もそこところはよく、はつきりした御答弁ができるかどうかかわからないのでございますが、医者も、これは金持ちばかりじゃなくて、大学の医者なんというのはみんなびびびいておりまして貧乏つたらしいのですが、私はいかようなふうな解釈をします。助産婦の場合は、私余りはいかようなふうな解釈をしますが、お産のあれといふのは昔は扱わなかつた。つまり、自由診療の中に入つておつて保険の対象にならなかつたのであります。いまはどうなつていっているかわかりません。それから、医者が仮にいろいろな自由診療で仕事をすると、これは課税の対象になると思ひます。助産婦の場合も、私はこれは自信がないのですが、自由診療の一端のように思われて、それでこの課税がかかるのではないか、こういうふうな理解をしておりますが、その場合に、医者が自由診療で助産婦さんと一緒にやっていると多分そこに課税はされるのじゃないか、こういうふうな考へております。

しかしながら、御指摘の点は、問題が非常に含まれておるといふふうには私思つておりますので、今後、いろいろな点から検討を要する課題だろつと思ひます。

○佐藤敏委員 大臣になつたばかりで、よくおわかりにならぬのだらうと思ひます。よくひとつ研究していただく。最低限度こう思ひませんか、これは非常に不公平だと思ひませんか。どうです。

○世耕国務大臣 御指摘のことに近い考え方を持っております。

○佐藤敏委員 これが最大の不公平税制だといふことは定説なんです。これは、直そうと思つても、医師会の力が強かつたりしてしまつてなかなか直せなきてきているのです。だからこの際、随調でもどこでも不公平税を直すといふことが最大の眼目になっていきますから、どうかひとつ十分にお考えをいただきたいと思ひます。それから、国保の問題についてお伺ひいたします。私は、この前の通常国会のとき、国保の問題に

ついでにお伺ひしました。その最大の問題は、いまは国民健康保険税、いわゆる応益五〇%、応能五〇%、そのうちの応能のところは所得割と資産割があります。資産割が一〇%ということになっておるので、ところが、所得が少なくて、しかも医療費がどんどん上がつていく、医療費の増大に所得が追いつかない、だから医療費が毎年どんどん高くなつていくのです。去年は二十六万が今度は二十七万になるのですか、その前は二十四万か、毎年どんどん高くなつていくのです。私が最初に覚えたころは上限が三万円でした。いまは二十七万です。来年恐らく一千万か二千万が二千万か九万、もう二年たてば三千万になるのです。そこにとどまるといふ保証は何もない。四十万ぐらゐにすぐなつてしまふ。医療費はどんどん上がつていくのです。

ところが、所得がそれに追いついてふえていかない。したがつて、その所得割といふのは最初は一〇%であつた。ところが、いまになつてみれば、所得割が最大の税源になつておるので、東京は違ひますよ、大都市は、所得が高いから、所得割を八〇%ぐらゐ取つておるところがあるのです。ところが、私どもの方の田舎に行きますと所得が非常に低い。しかも、医療費がどんどん上がつていくものだから、何としてもそれを取るために資産課税をしなければいけないのです。これは一%や一〇%なんていうものじゃないんです。

私の選挙区の秋田県で見ますと、これはこの前に話したもので、議事録ですからそのまま申し上げますけれども、いまはもう資産割が秋田市では三三%、一〇%の原則ですよ、それが三三%になつておる。それから農村部に行きますと四八・四%、五二%、四三%、五一%、これは農村部の市町村の各割をいましてと並べたのですが、ほとんど五〇%程度に、いまはもつとよけいになつておるので、所得がないのです。特に減反だ、冷害だ、あれこれだと、出稼ぎに来なければ何も所得がないような状態の中に、医療費がどんどん

ふえていつているでしょう。五十七年度の医療費の伸びは十三兆八千八百億と言われている。約十四兆です。毎年膨大な伸びをしていく。それがほとんど税金として上限を上げていく。二万円が三万円になり六万円になり七万円になり九万円になり十三万円になり十五万円になり十七万円になり、ずつと上がっていく。今度は二十七万円になる。

払う人は貧乏な人だけなんです、所得の低い人。その人がやられると出るところがないから、もう家、庭、田舎に行くときでいいから、それからたんぼ、取る方もこういうものにかけるを得ないのです。取るものがないのです。どんどん高くなっていく。それが一定のところまでまらなければ、何ぼでもふえていくでしょう。そうするとどうなりますか。家を売るとか屋敷を売るとかたんぼを売らなければ、これに払っていけないのです。そうなんです。何も病気になる人、一週も病気になる人が、家屋敷を売ってこれを払わなければいかにぬような矛盾が出てくるのです。そのうちに払えなくなり、みんな家も畑も売ってどこかへ行かなければ、国保税を払えなくなる。大臣、これを一体どういうふうに考えますか。現実なんです。局長、あなたのしゃべることはもう聞かなくてもわかっているんだ。大臣の感じを聞きたいんだ。

○世耕國務大臣 いろいろおっしゃることはそのとおりだろうと思うのですが、高額の医療費がほとんど出ているという点に対して、私は以前からいろいろの疑点を持っているところがございます。一つの考え方としては、医療費がどうしてそんなに高くて過ぎるのか、この点もよく検討した上で、できるだけ医療費が国民の負担に大きくなつていかないことをまず検討して実施していきたい、このことが一つでございます。

○佐藤(敬)委員 私の考えておることも同じなんです、どうすれば医療費が伸びていかないようになりませうか。

○世耕國務大臣 一つには、老人医療制度なんか

もその一環なんですけれども、健康保険、それから国民健康保険もそうでございますが、私はもう少しいろいろな点から具体的に、全体的に見直しをする必要があるのではないかと、あり方と扱い方の点でございます。

○佐藤(敬)委員 これは単に国保だけじゃないのですよ。いま老人医療のお話が出ましたが、私も老人医療は反対しました。原則的に反対だといふ、本当に反対だといふあれじゃありませんけれども、幾ら老人医療を国保から分離しようが何しようが、負担していくのは国民なんです。しかも、老人医療費はだれが負担するか。各保険がみんな寄り集まって、出し合って財政を負担していくのでしよう。そうすると、医療費がどんどんふえていけば、抜かしたって同じことなんです。

私も反対している最大の原因は、いま大臣がおっしゃったように、医療費をふやすような元凶と考えられておる、しかもほとんど定説として考えられているこの薬漬け診療、検査漬け診療、こういうものを、現行の診療報酬支払い制度をそのままにしておいて、どんなに制度をいじくつても、医療費の高騰はとめられない。そうならば、いま言ったようにどんなに医療費が高騰して、健保でもいいし国保でもいいし、何ぼでも高くなつていって負担に耐えられなくなる。根本的にここにメスを入れなければ賛成できないというのが、老人保健法案に私も反対している立場なんです。

いまもお話ししましたでしょう、どんどん医療費が、去年からことしになって七・五%の伸びだ。いままでの最低だと言われているんですが、二五%も三五%もふえたことがあるのです。膨大なふえ方なんです。ことしはこれで十三兆八千八百億、先ほど申し上げました、約十四兆円です。しかも、この中に問題になる薬代と注射代がどのくらい含まれているか。三八・二%、これが五十五年度の統計です。約四〇%です。しかもこれ

が、一生懸命薬価を抑えるとか何とかして努力し

ている、努力していると言っているにもかかわらず、前年度に比べれば薬の方が九%、注射の方が一二・七%という大幅な伸びを示しているのです。さっぱり抑えられていないのです。どんどん伸びていつているのです。いいですか。

しかも、外国の先進国のあれから比べると、日本の医療費は倍もかかっていると言われている。これもほとんど定説です。そうすると、十四兆の中の約四〇%ですから、これは五兆六千億です。この約半分、二兆八千億というのが、少なくとも二兆五千億ぐらいというものが、少ない進国のあれから比べるとむだな薬だということになる。どこがもうけるか。医者や薬屋がもうかっているのです。それに違いない、行くところがな

いから、二兆五千億円だ八千億円だという膨大なむだが、まずこの中にあるのです。そして、それが医者や薬屋に行っている。外国では、どこを見たらこんなことはないのです。こういうようなむだだから医療費が次から次へと上がっているのです。

たとえば医師優遇税制、先ほどから問題になりました。医師優遇税制で、去年の暮れの大蔵省の発表、私も非常に控え目なもので思っているのですが、一千二百三十億あるのです。そのほかに、奥さんに給料をよつたりいろいろなことをして、脱税とは言わなければ、節税の計画で約一千億ぐらいあるだろうと言われているのです。これで約二千二、三百億ある。そのほかに、薬漬け診療あるいは検査漬け診療。要らない薬をうんと飲ませる、要らない検査をどんどんやる。そして今度は、薬もやらない。薬をやつたり注射をやつたりして請求するのは、まだいい。薬も注射も何もしないのに、不正請求をして詐欺をやっているのです。去年、毎日のごとく新聞に出ていたでしょう。不正請求をやっている。医薬分業をやるといふと、絶対やらないで、第二薬局をつ

くつて所得をこまかしている。差額ベッドをどんどん、何ぼやめると言ってもやめない。しかも基準薬価と実勢の薬価の膨大な差、これも何倍とい

うものが縮まらない。こういうようなむだをそのままにしておいて、医療費がどんどん上がります、だからどうか税金を上げてくださうと言つたつて、しかも、それが家や畑を売らなければ払っていけないような、日本の税制の中で最大の過酷な税金になっているのです。これはもう払えなくなるのです。だから私も、単に制度をいじるだけじゃなくて、なぜこんなにどんどん医療費がふえていくか、この根本のところをメスを入れなければ、国保なんかいまに崩壊しますよ、人を助ける国保が人を殺すことになる、こういつて、この前からたびたび言っている。国保というのは、なかなかやる人はいないのです。私は代表してやっているようなもので、毎通常国会にやっているのですけれど

地方に行きますと、一番大きな問題がこの国保税の問題なんです。ところが、国会では何にもこれを取り上げられない。大体、自治省の人たちは、これは厚生省の問題だと思つているのです。聞いてみなさいな、もうちよつと突つ込むと何もわからなくなつちやつて、これは厚生省ですとすう言う。もつと真剣にやらなければ、地方財政もみんなつぶれてしまいますよ。この点をよく考えてこれから対処していただきたい。大臣によくお願いしますが、いかがですか。

○世耕國務大臣 ちよつと局長の方から……。

○閣根政府委員 国保税の問題は、私ももう非常に深刻に受けとめておるわけでございます。田舎の町村などへ行きますと、住民税の負担よりも何倍もの国保税を納税せざるを得ないというよう

なところに置かれていられる実情などもよく聞いているところでございます。

ただ、私どもとしては、何も厚生省の問題というふうにならぬように、自分自身も、今後とも、この問題については、自分の問題として真剣に取り組んでいきたいというふうにご考慮をお願ひいたします。

○世耕國務大臣 たいだいま税務局長から言われた

こと、そのとおりでございます。私は御指摘の、特に国民健康保険に対してかねがね憂慮しているところは実はそういうところでございます。昨年から厚生省それから大蔵省あたりが、私任命されると同時に、国民健康保険の地方の一部負担というものを提唱してくるようになりました。この提案の持つている背景の意味も、そのときにいろいろよくわかったわけでございますが、これは私としては当然拒否するべく、地方に負担のかけられないようにお断りしたわけでございますが、それでもなお、一部そういうことに関して問題が残るというところは、先ほどから御指摘になっていたような事柄が背景にあるからだと私は考えております。

そこで、私もこれは非常に憂慮しておりますので、日本の健康保険、医療体系を全体から見ると形で、この国民健康保険というものをもう一度見直し、検討していくことが今後必要だと思われ、われわれはそれを今後とも進めていくように考えているところでございます。

○佐藤(敬)委員 これはもう大変深刻な問題だけれども、大変むずかしい問題なんです。これは片手間やいいかげんなあれでは絶対にできない、むずかしい仕事ですから、やっていた方がいい。しかも、これをやらなければ、私は日本の医療制度というものは成り立っていかなくなるのじゃないかという危機感を持っております。どうかひとつ大臣の力で、一生懸命この医療制度あるいは医療費の膨張というものを抑えるような方法を考えていただきたい。

それから、消防庁は来ていますか。——この間ニュージャパンが火事になりました。私も現地を見に行きました。それから消防庁が、東京消防庁を中心ですか、いろいろ各種の建物を調査したりしたようですけれども、時間がありませんので私の方からお聞きしますけれども、たとえばスプリンクラーあるいはダクト、あるいはカーベットだとか壁紙だとかいう防炎のいろいろな施設、あるいは防火壁に穴があいている。ニュージ

ヤパンなんか、こんな大きな穴が至るところにあいていて、火事の延焼の大きくなってきているので、ああいうものを調べるのはどういふふうにして調べるのですか。

○石見政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のございました点は三点だと存ずるのであります。まず第一点はダクトでございます。ダクトにつきましては、御案内のとおり、防火区画を貫通しておりますので、そのような区画を貫通しております部分の埋め戻しができていないかどうかという点が第一点であります。それからもう一点は防火ダンパー、御案内のとおり、あそこ熱が通りますと、自動的にヒューズが飛びまして閉まるという装置を設けておりますが、これがあつたかどうか。あるいはその位置、機能が正常に作動しているかどうかということを中心にして調べてまいっているわけであります。

それから、二番目のスプリンクラーにつきましては、スプリンクラーヘッドが一番重要な部分でありますが、これにつきましては国家検定を通っておりますかどうかというのを調べております。それから未警戒の部分がないかどうかということ、あるいはまた水圧の状況、配管の漏水がないか、それからポンプがうまく作動するかどうかということを中心にして調査を行っております。

それから三番目の、いわばカーテン、じゅうたん等の防火施設につきましては、消防法の規定に基づきまして、防炎ラベルの表示が義務づけられておりますので、その防炎ラベルがあるかどうかということを中心にして検査をしております。

○佐藤(敬)委員 私の言っているのは、ニュージャパンみたいな壁に穴があいている、ああいうのは壁紙が張つてあると、見ただけじゃわからないでしょう。

きな問題でございます。したがって、あのよきな穴があるというのがこれはちよつと、実はニュージャパンにあつたわけでございますが、異常なものでありまして、通常あのような穴があるというところは常識では考えられない建築であります。しかし、穴があつたことは事実でございます。消防機関といたしましては、あの穴があるかどうかということにつきましては、先生ごらんになりまして、表のドアと防火壁の間に約二十八センチ程度の横に通る穴がございますが、これにつきましては消防機関はいろいろ状況の中で知つておつたわけであります。

これにつきましては、この穴はふさぎなさいという指導をいたしましたわけですが、なかなかその指導にも従つておりません。したがって、せめてもそこに張つております内壁につきましては、防炎加工を施すようにという指導をいたしました。

○佐藤(敬)委員 ニュージャパンを建築したのは大成建設ですね。大成建設というのは日本でも有数の建設会社です。私は、あの建物は、建築基準法を改正しない前からの違反建築じゃないかとの間質問しましたけれども、新聞を見ると違反建築だという話です。あなたはいま、穴があるなんというところは考えられない異常なことだと言つても、ああいう日本有数の大変信頼のある大成建設がつくつたのに、こんな穴が一方所だけじゃなくて至るところにあつて、この状態をどうすれば、異常だということだけじゃなくて、どこか名もなき建設会社があつてつくつて夜逃げしたというのなら、まだ話はわかるのですよ。大成建設という日本一流の建築会社なんです。それがつくつて、こんな穴があつてここにあって、そのために隣の部屋にどんどん延焼しているのは見れないことだ、前はそうかもしれない。しかし、ああいう事実を見せつけられたらいいなと思つてしま

え、大成建設であろうが佐藤工業であろうが、ああいう建設会社がつくつたのだって、これは油断がならないし、どこかにあると思つて調べなければならぬ。ところが、壁の穴は壁紙が張つてあるからさっぱりわからぬ。どうしてあれを見つめるか、私は非常に大切だと思つてますよ。何かそういうあれをやつていただきますか。

○石見政府委員 ホテル・ニュージャパンにつきましては、ただいまお話ししましたように、通常では考えられない穴が防火壁に——穴と申しますか、空間部分があつたということは事実でございます。

この経緯は、私も直接東京消防庁を通じていろいろとあのビルの建ちました経緯等から振り返つて調べてもらつたわけでありまして、私も、あるいは一部言われておりますように、あのホテル自身が、最初はホテルとしてではなくして、マンションとして建てる、あるいは貸しビルのものにつくりたいということが始まりましたものが、途中でああいう形でホテルに用途変更されたところ、あるいは設計あるいは施工の無理があつたのではないかと、どうも大きな原因だという報告を受けているわけでございます。

これにつきましては、あのビル自身が最初のとおりにならばあのようなことをしなくてよかつたのではないかと。ただ、いま申しましたように、マンションに建てるつもりを非常に細かく宿泊施設に切つたものでありますから、建物全体のバランスをとるために軽量にしなければならぬ。バランスを崩さないために、部分的には軽い部分をつくらなければならぬということ、あのようなプロックを積むとか穴をあけるとかいうようなことをしたのではないかと報告を受けているわけでございます。

そこで、一般の場合には、ただいま申し上げましたように、通常では考えられないということだと思つたのでありますけれども、現実にはああいうものがまだあるのかどうかという問題であります。

この点につきましては、消防機関といたしましては、もちろんこれは建築基準法上の問題ではございますが、立入調査あるいは査察の際にできるだけそういうものを発見したいということ、いろいろな努力をしておるわけでございます。同時に、建設の主管でございます特定行政庁とも連絡をとり、あるいはそういう異常部分があれば直ちにそちらへ連絡をとって、そちらの方の対応もお願いするという事で、もしああいうことがありました場合には、できるだけ発見について努力をいたしておるというのが実態でございます。

○佐藤(敬)委員 ありました場合には発見について努力するなんてとんでもない話で、ありました場合にはちゃんとわかっておることなから。それをわかるのが非常にむずかしいと思うのですよ。あなたはいま、あれは最初は貸しビルだとかマンションを建てるためにとっておるけれども、それにしてもあんなばかかとはおかしきです。軽量にするといつたって、これぐらいのブロックの壁のところこれぐらいの穴を二つぐらいあけて、そんなに軽量になるはずはないですよ。そんなばかかことを考えているはずはない。弁解のためにそう言っているらうけれども、とにかくあんな穴がほかのビルにないか、私は探すことが大変大切だと思いますよ。

電波探知機みたいなやつか地雷探知機みたいなものを持ってきて、こうやって穴を探す。ランダムでもってサンプルを設定して、それでもってやる。いまなら何でもあつて、穴があるかないかというの。ソーナーみたいなものを持ってきてやってみたら、穴があいているとかなくとか、そういうやつはあると思う。全館を調べるとは言わないけれども、でたらめにランダムにあるビルの部屋を設定して、そこで三つ四つ調べてみる。そして、りっぱな建築だとか穴がないなという事は、私はわかると思いますが。そういうことを調べる必要があるのではないかと私は思う。大成建設なんというりっぱなものがあるんで、たらのな工事をしていっていることになると、ほ

かあれも信用ならない。調べておく必要が非常にある。もし、あの穴が本当にただ壁紙だけで隠れているとすれば、どこからか火が出れば隣の部屋に移っていく。あれを調べなければいけないのじゃないか、こういうようなことは必要じゃないかと思えます。

時間があるんです、私ちよつと提案しますけれども、消防車も届かない層が関係あるのは新宿の副都心それから池袋のシテイビル、ああいうところに火事が起きたらこれからどうして助けるのですか。

○石見政府委員 高層ビルの火災に際しまして救出の方法といたしましては、端的に申しましてはしご車以外にはないだろうと思っております。はしご車は、現在一番大きなのが四十メートルクラスでございますので、大体十階から十三階くらいまでは届きます。しかし、それ以上になりますと、はしご車は届かないと言わざるを得ないと思つておるわけでありませう。

したがって、消防といたしましては、それは以上は届かないわけでありませうから、最終的には火災を出さないというところに集中的に措置をとつていかなければならぬと思つておるわけでございまして、御案内のとおり高層ビルにつきましては、消防法あるいはまた建築基準法で他のビルとは違つたさうに一段と厳しい規制あるいは設備の設置を義務づけておるといふ次第でございます。

○佐藤(敬)委員 四十メートル、ビルの十二、三階までしか届かない。それから、火事が起きると実際はただ折つているしか仕方がないのです。映画じゃないけれども、「タワーリング・インフェルノ」みたいに、まさにインフェルノそのもので焼けるに任せて下から見て何ともならない。上をヘリコプターが飛んでいるのを見ているしかないと思つておる。考えようによつては、ああいう高いビルに人を住まわせておくというのは非常に残酷なことなわけです。助ける方法がないのです。一体、今後これにどう対処していくか。しかも、はしご車の届かないああいうビルがど

んどんできてくる。これからはますますできるでしょう。前みたいに大体九階でとめておくというふうなことでありませうから、ますますできてくる。そうすると、ますます火事が出てくる率が多くなる。このごろだつて、アメリカのサンフランシスコかロサンゼルスかまた火事が起きて、人が死んで大変な人数がけがをしていられる。また日本のかで起きないとは限らないのです。この高層ビルを一体どうするかというの、これから都会地の消防の大きな問題になつてくると私は思つておる。いま言つたように、高いところにはもうほとんど手を尽くすことはできない。焼けるに任せる、地獄の火が静まるのを待つしか手がないのです。これでは余り能がないから、何とかして高層ビルの火災に対してこれを防ぐ方法を発見する、こういうことをやるべきじゃないかと私は思つておる。

そこで、私は一つの提言ですが、大金のかかることですが、たとえば十階以上の高層ビルでもいいのですが、高層ビルを対象にして、目的税ですが、特別消防税みたいなものを創設して、そしてその金で、いまあなたが言つたように出さないのが最大のあれですが、なお火災予防の施設、技術を開発する、あるいはまた火事になつたならばどうして脱出するか、脱出技術を開発する、こういうようなことをやるべきじゃないかと思つておる。それでなければ、いま申し上げましたようにまさに「タワーリング・インフェルノ」で、焼けるままにだれかが窓から飛びおる、そしてアスファルトにたたきつけられて死ぬ、焼け死んでしまふ、こういうことを茫然と見ておるしか手がな

いのです。だから、ああいうものを建てさせる以上、何か特別消防税みたいな目的税をつくつて、それでうんと金をかけてもいいから絶対に火事を出さない方法、もし間違つてあれしたらこうして脱出できるのだという脱出技術の開発だとかいろいろなことをやらなければならぬ、そうでなければああいうものを建てさせない方がいいと思つておる。人道問題

だと思つて、助ける方法がないのですよ、大臣。そこに人を上げておいて、それで黙つておられますか。どうです。消防庁長官からまずお聞きしよう。そういうことを検討してみる意思はないか。

○石見政府委員 お答えを申し上げます。高層ビルの火災につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、消火活動あるいは救助活動が非常に困難でございます。したがって、現時点におきましては、少なくとも火災を出さない、もし出してもごく一部分で食い止めるという措置を消防法上とつておる次第でございます。

ちなみに申し上げますれば、消防法令では高層建築物におきまして……(佐藤(敬)委員「わかるんだよ、そんなことは。それでもなおかつ災害が起きているんだよ」と呼ぶ)したがって、いろいろな消防用設備の設置を強く義務づけておる事と、それから消火活動が行いやすいように連結送水管でございますとか非常コンセントをビルの中には全部つけさせるというような措置をとつておるわけでございます。と同時に、防火壁を設置いたしまして、いま申しましたように万一火災が出しても一部分で食い止めて延焼しない、ないしは広がらないという措置をとらせておるわけでございます。

しかし、なお今後、このような高層建築物につきましては火災が起つた場合どうして脱出するか、あるいは人命の安全を確保するかというの、確かに残された問題だと存じております。私も、このような現在の設備基準あるいは建築構造で十二分であるとは、もとより考へておるまい。今後、御趣旨のような点を十分踏まえまして、なおいろいろ研究をしていかなければならぬと存じておる次第でございます。

○佐藤(敬)委員 時間になりましたので念を押しますが、そういうような目的税みたいなものを検討して見る気はありますか、消防庁長官。
○石見政府委員 消防施設につきましては、消防施

設利用税というような構想がずいぶん以前からございまして、税務局でもいろいろ御検討いただき、あるいは税制調査会でもずいぶん御検討いただいたわけでございますけれども、諸般の問題等々ございまして、現在まだ実現していかないのは事実であります。今後そのような高層ビルにつきまして、対策のためにどういう形でこの税を取るのか、あるいは税を取ると申しまして一体どういう受益関係で税を取るかという問題点があるかと存じます。十分、税務局とも御相談をしたいと存じております。

○佐藤(敏)委員 大臣から、いまの話について御所見をお伺いしたい。

○世耕国務大臣 特別消防税という発想は、非常におもしろい御提案だと思えます。ただ、いろいろな形であらう高層ビルからうんと税金を取っているわけですし、この上に新たに課税ということもどうだろうかという考え方もありますが、考え方としては大変おもしろいと思えます。これは検討に値するものと思っております。

いままでも、地方へ過疎対策とか何とかで大学、会社が行きまして高層建築をつくりまして、大体下水道、上水道だ、それから環境をよくするためのいろいろな施設をつくるのに地方自治体が金がうんとかかるので、これを引越してきた事業体を持ってという話があつて、その中に、よく十階建ての高層ビルなんか建てますと、この町は三階ぐらいいまでしか消防車のはしごがないから、十階のものを買つてくれとか寄附してくれとか、そういう個々の事業体と地方自治体との間のいろいろなやりとりというのはあつたわけでございますが、こういうふうには都市化してまいりますと、どうやったら火災を防げるか、防ぐよりも人命を救出できるかということにいろいろなあれがかかってくるので、この問題もひとつ取り上げて検討してまいって、いろいろなほかの税制と対照して考えてみたいと思っております。

○佐藤(敏)委員 終わります。
○中山委員長 次回は、来る二十三日午前九時五

十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十二分散会